

●加入申込票での新規加入・変更等申込方法

加入申込票へ必要事項をご記入のうえ、下記代理店・扱者までご返送ください。

(3枚目はお客さまの控ですので切り離して保管ください。)

・新規に加入する ☐ → 全ての内容をご記入のうえ、ご署名・ご提出ください。

・内容を変更する ☐

・継続加入しない ☐ → ご署名のうえ、ご提出ください。

※内容を変更せず継続する場合は、ご提出不要です。

※加入申込票は4月16日時点の加入内容で作成しており、4月16日以降の変更は反映しておりませんので、ご了承ください。

※保険期間中での中途加入の場合は、毎月20日までに「加入申込票」をご提出ください。
翌月1日より補償開始となります。

●保険料払込方法

SK保険

2025年11月より毎月8日(金融機関休業日と重なる場合は翌営業日)にご指定口座より振替

ゴルファー保険

2025年11月10日(月)にご指定の口座より一括振替

この保険商品に関するお問い合わせは

【代理店・扱者】 銀泉株式会社 JTグループ担当
0120-621-625(無料)

※E-Mailでご質問の方は、
gshoken@ginsen-gr.co.jp
まで、件名は「SK」で送信ください。
1週間以内に返信いたします。



万一、事故が起こった場合は

遅滞なく下記にご連絡ください。

24時間365日事故受付サービス「三井住友海上事故受付センター」

0120-258-189(無料)

事故は いち早く

事故の連絡は、インターネット事故受付が簡単・便利です。
「インターネット事故受付サービス」は、こちらからアクセスできます。



●代理店・扱者●

銀泉株式会社 JTグループ担当

〒105-0022 東京都港区海岸1-2-20 汐留ビルディング17階
フリーダイヤル:0120-621-625 FAX:03-6772-2819

●幹事保険会社●

三井住友海上火災保険株式会社 総合営業第四部第二課

〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-11-1 TEL:03-3259-4244

JTグループ様向け
専用ホームページ
<https://gs-ins.com/jt>



日本たばこ産業株式会社(JT)
およびグループ企業退職者の皆さまへ

2025年度版

SK保険・ゴルファー保険 新規加入・変更のご案内

団体総合生活補償保険

ケガに備える傷害補償、病気に備える病気補償に加え、日常生活における賠償等の損害に備えるオプションおよびゴルフをされる方にゴルファー保険をお届けします。

前年からご加入の皆さままで変更がない場合は
手続不要となります。
詳細は、下段(自動継続の取扱いについて)を
ご参照ください。

25%
割引適用!



申込締切日：2025年7月18日(金)

保険期間：2025年10月1日午後4時～2026年10月1日午後4時まで1年間
中途でのご加入も可能です。

〈自動継続の取扱いについて〉

●前年からご加入の皆さまについては、ご加入内容の変更や継続停止のご連絡がない場合、今回の募集においては前年ご加入の内容に応じたセット・口数での自動継続加入の取扱いとさせていただきます。(年令の進行により保険料表の年令区分が変わる場合は、ご継続時のご年令による保険料となりますのでご了承ください。)

※この保険は日本たばこ産業株式会社が保険契約者となる団体契約であり、保険契約者より加入を案内しています。

【代理店・扱者】 銀泉株式会社 JTグループ担当

SK保険・ゴルファー保険はこんな

ときに補償されます。

補償ラインナップ

■ SK保険 ケガと病気を補償する契約に、さまざまな特約(オプション)をつけることができるコース

ケガ		月払保険料	
傷害補償 団体総合生活補償保険 (標準型)	個人型	個人型	〈天災危険補償特約なし〉 A1 830円 A2 1,520円 A3 2,390円 A4 3,200円 〈天災危険補償特約あり〉 A1G 900円 A2G 1,640円 A3G 2,590円 A4G 3,460円
	家族型	家族型	〈天災危険補償特約なし〉 C0 1,370円 C1 2,850円 C2 4,320円 C3 5,510円 C4 6,950円 〈天災危険補償特約あり〉 C0G 1,490円 C1G 3,030円 C2G 4,600円 C3G 5,870円 C4G 7,450円
	+		
	オプション	個人型	日常生活賠償補償 K1 120円 借家人賠償補償 F1 630円
病気		年払保険料	
病気補償 団体総合生活補償保険 (MS&AD型) ご加入は 89才まで 可能です	個人型	個人型	E 生後15日~4才 280円 5~9才 210円 10~14才 110円 15~19才 110円 20~24才 170円 25~29才 260円 30~34才 340円 35~39才 370円 40~44才 380円 45~49才 490円 50~54才 670円 55~59才 960円 60~64才 1,430円 65~69才 2,250円 70~74才 3,430円 75~79才 5,780円 80~84才 9,230円 85~89才 13,450円
	オプション	個人型	E1 生後15日~4才 30円 5~9才 30円 10~14才 30円 15~19才 30円 20~24才 30円 25~29才 110円 30~34才 220円 35~39才 350円 40~44才 560円 45~49才 840円 50~54才 1,030円 55~59才 1,650円 60~64才 3,230円 65~69才 4,330円 70~74才 5,560円 75~79才 5,610円 80~84才 3,080円 85~89才 2,610円
	オプション	個人型	E2 60円
	オプション	個人型	がん診断補償 先進医療費用補償

■ ゴルファー保険 ゴルフの時のリスクを補償するコース

ゴルファー保険

団体総合生活補償保険
(ゴルフプラン)

A	2,520円	O	2,930円
B	3,950円	P	4,480円
C	6,320円	Q	4,610円
S	12,520円	R	5,540円

■ SK保険 傷害補償、病気補償のいずれかまたは両方をお選びください。

傷害補償 国内外を問わず、日常生活・業務中・スポーツ・レジャー等で起こるさまざまな「ケガ」に対応！ 入院通院1日目から補償します。(入院通院最初7日間は保険金が2倍になります)  ●旅行先のホテルで火災にあいケガをした  ●スキーで転んでケガをした  ●日常生活中に思わぬケガをした など 携行品(衣類・スポーツ用品など住宅の外で携行している身の回り品)が盗難・破損・火災などにより損害が発生した場合に補償します。  ●カメラを落として壊してしまった など <天災危険補償特約ありの場合> 地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によってケガをした場合に補償します！  ●地震でケガをした など

傷害補償とあわせてご加入ください。

日常生活賠償補償オプション 日常生活で他人の身体や財物に損害を与えるなどして法律上の損害賠償責任を負った場合に補償します。(国内のみ示談交渉サービス付き)  ●自転車で搭乗中、通行人にケガをさせてしまい損害賠償請求を受けた など
借家人賠償補償オプション 火災などにより借用住宅を損壊させてしまった場合の大家さんに対する法律上の損害賠償責任を負った場合に補償します。(国内のみ補償)  ●借用住宅に損害を与えて法律上の損害賠償責任を負った など

病気補償

病気で入院・通院(退院後)された場合、手術、放射線治療を受けられた場合に補償します。

病気入院



●病気による
入院

病気手術



●病気で手術を
受けた

放射線治療



●病気で放射線
治療を受けた

病気通院



●病気退院後
の通院

病気補償とあわせてご加入ください。



がん診断補償オプション

がんと診断確定された場合に、がん診断保険金100万円をお支払いします。

(保険期間中にがんと診断確定された場合に限りです。)

●がんと診断された



先進医療費用補償オプション

ケガまたは病気で先進医療を受けられた場合に、先進医療費用(技術料)、交通費、宿泊費を補償します。(国内のみ補償)

●先進医療を受けた



■ ゴルファー保険

ゴルフプレー中の他人に対する損害賠償、ご自身の傷害、ゴルフクラブの破損・盗難等の用品損害、ホールインワン・アルバトロス達成時費用をワンセットで補償します。  ●前の組のプレーヤーが近い距離にいたにもかかわらず、キャディの確認を待たずにボールを打ち、前の組のプレーヤーにボールが当たってケガをさせた	 ●ゴルフプレー中、くぼみに足をとられ転倒しケガをした など
--	---

INDEX

補償ラインナップ ①

こんなときに補償されます ②

SK保険 個人型
・日常生活賠償補償オプション ③

SK保険 家族型
・借家人賠償補償オプション ④

SK保険
・病気補償
・がん診断補償オプション
・先進医療費用補償オプション ⑤

ゴルファー保険 ⑦

・保険金をお支払いする場合
・保険金をお支払いしない主な場合 ⑨

重要事項のご説明 ⑫

ご加入にあたってご注意いただきたいこと ⑮

健康状況告知書ご記入のご案内 ⑲

傷害補償

団体総合生活補償保険(標準型)

団体割引

25%※適用!

※団体割引は、前年度ご加入いただいた被保険者の人数に従って割引率が適用されます。

個人型

A1 A2 A3 A4 A1G A2G A3G A4G

家族型

C0 C1 C2 C3 C4 C0G C1G C2G C3G C4G

海外も補償

ココがポイント

- おケガでの入通院の最初の7日が保険金2倍支払い! (傷害入院保険金および傷害通院保険金の7日間2倍支払特約付)
おケガでの入院・通院保険金は、1日目から1日の通院でも支払われます!

- 天災危険補償特約ありセットでは、地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガの場合も傷害保険金をお支払いします!

個人型

ご記名者本人のみ補償

加入者の範囲

- お申込みできる方 JTおよびそのグループ企業の退職者に限ります。
- 被保険者本人になれる方の範囲 JTおよびそのグループ企業の退職者およびその家族(配偶者、子ども、両親、兄弟姉妹および本人と同居している親族ならびに家事使用人)です。加入申込票にそれぞれご記名ください。
- 被保険者 ご記名者本人(被保険者本人)のみが対象となります。

保険金額と月払保険料〈天災危険補償特約なし〉					〈天災危険補償特約あり〉					加入限度口数 1口	
加入セット	A1	A2	A3	A4	加入セット	A1G	A2G	A3G	A4G		
月払保険料	830円	1,520円	2,390円	3,200円	月払保険料	900円	1,640円	2,590円	3,460円		
傷害死亡・後遺障害保険金額(注1)	350万円	550万円	1,000万円	1,200万円	傷害死亡・後遺障害保険金額(注1)	350万円	550万円	1,000万円	1,200万円		
傷害入院保険金日額(注2)	1,500円	4,500円	6,500円	9,000円	傷害入院保険金日額(注2)	1,500円	4,500円	6,500円	9,000円		
傷害通院保険金日額	1,000円	2,000円	3,000円	4,500円	傷害通院保険金日額	1,000円	2,000円	3,000円	4,500円		
携行品損害保険金額(注3)(免責金額3,000円)	20万円	20万円	20万円	20万円	携行品損害保険金額(注3)(免責金額3,000円)	20万円	20万円	20万円	20万円		

(注1)傷害死亡保険金は傷害死亡・後遺障害保険金額の全額、傷害後遺障害保険金は後遺障害の程度に応じて傷害死亡・後遺障害保険金額の4%~100%をお支払いします。
(注2)傷害手術保険金は入院中受けた手術の場合は傷害入院保険金日額の10倍、入院中以外の手術の場合は傷害入院保険金日額の5倍をお支払いします。
(注3)「損害の額は、1個、1組または1対のものについて10万円が限度となります。ただし、通貨または乗車券等もしくは小切手については1回の事故につき5万円が限度となります。」

ケガの補償お支払例



(A1に加入の場合)
サッカーの試合で右足靭帯を損傷、10日間の入院中に手術を1回受け退院後10日間通院した。

・傷害入院保険金	1,500円×2倍×7日+
・傷害手術保険金	1,500円×3日=25,500円
・傷害通院保険金	1,500円×10倍=15,000円
合計	1,000円×10日=10,000円
	50,500円

オプション

ご注意

- 日常生活賠償補償オプション、借家人賠償補償オプションは、傷害補償(A1.A2.A3.A4.A1G.A2G.A3G.A4G.C0.C1.C2.C3.C4.C0G.C1G.C2G.C3G.C4G)のいずれかにご加入のうえお選びください。

日常生活賠償補償オプション

K1 K2

海外も補償

※一部の補償は国内のみ

ココがポイント

- 日常生活でのさまざまな賠償事故を補償!
- 示談交渉サービス付!(国内事故のみ対象)
- ご家族も補償!

保険金額と月払保険料			加入限度口数 1口	
加入セット	月払保険料	日常生活賠償保険金額		
K1・K2	120円	3億円		

ご注意

- 傷害補償を個人型にご加入の方はK1、家族型にご加入の方はK2とご記入ください。
- 被保険者の範囲につきましてはP22をご参照ください。
- 電車等運行不能賠償補償と示談交渉サービスは国内事故のみが対象です。

日常生活賠償補償お支払例

自転車で買い物途中に、歩行者と接触事故。相手に複雑骨折をさせて、法律上の損害賠償責任を負った。

・日常生活賠償保険金	
治療費	820,000円
休業損害	1,600,000円+慰謝料425,000円
(引受保険会社により適正と認められた場合)	
合計	2,845,000円

相手に支払い



ココがポイント

火事などにより借用住宅を損壊させてしまった場合の大家さんに対する法律上の損害賠償責任、賃貸借契約に基づく修理費用を補償します!

借家人賠償補償お支払例

借用住宅内で火事を発生させてしまい、大家さんへの法律上の損害賠償責任が発生してしまっった。

保険金額と月払保険料				加入限度口数 1口	
加入セット	月払保険料	借家人賠償責任保険金額	修理費用保険金額		
F1・F2	630円	2,000万円(免責金額なし)	300万円(免責金額3,000円)		

ご注意

- 傷害補償を個人型にご加入の方はF1、家族型にご加入の方はF2とご記入ください。
- 被保険者の範囲につきましてはP22をご参照ください。

借家人賠償責任保険金 8,000,000円



病気補償

団体総合生活補償保険（MS&AD型）

病気補償、がん診断補償オプション、先進医療費用補償オプションの

ご加入には、簡単な告知が必要です！

●健康状況告知書のご記入にあたっては、加入申込票裏面と本パンフレットP37をご参照ください。

団体割引

25%※適用！

※団体割引は、前年度ご加入いただいた被保険者の人数に従って割引率が適用されます。

個人型

E

海外も補償

ココがポイント

1. 入院保険金は日帰り入院から最長180日まで補償！

2. 退院後の通院を30日まで補償！（入院前の通院は対象となりません。）

3. 健康状況に関する告知（医師の診査不要）で簡単にご加入いただけます！
●告知内容によってはご加入いただけない場合があります。

■加入者の範囲

お申込みできる方	JTおよびそのグループ企業の退職者に限ります。
被保険者本人になれる方の範囲	JTおよびそのグループ企業の退職者およびその家族（配偶者、子ども、両親、兄弟姉妹および本人と同居している親族ならびに家事使用人）です。加入申込票にそれぞれご記名ください。
被保険者	ご記名者本人（被保険者本人）のみが対象となります。

■保険金額と月払保険料 <1口あたりの保険金額・保険料> 加入限度口数 5口（15才未満の方は、1名あたり3口が限度となります。）

加入セット	本人の年齢	月払保険料	加入セット	本人の年齢	月払保険料
E	生後15日～4才	280円	E	45～49才	490円
	5～9才	210円		50～54才	670円
	10～14才	110円		55～59才	960円
	15～19才	110円		60～64才	1,430円
	20～24才	170円		65～69才	2,250円
	25～29才	260円		70～74才	3,430円
	30～34才	340円		75～79才	5,780円
	35～39才	370円		80～84才	9,230円
	40～44才	380円		85～89才	13,450円

お支払いする疾病保険金

入院 （疾病入院保険金日額）	手術 （疾病手術保険金）	放射線治療 （疾病放射線治療保険金）	退院後の通院 （疾病通院保険金日額）
3,000円	入院中の手術 3万円 入院中以外の手術 1.5万円	3万円	1,500円

ご注意

- 上記の年齢は保険始期日（2025年10月1日）現在の満年齢でご確認ください。（満90才以上の方はご加入いただけません。）
- 傷害補償が家族型の場合でも病気補償はご記名者本人のみの補償になりますので、被保険者の中から病気補償に加入する方を一人一人ご記名ください。
- 保険期間中途での増口はできません。

病気補償お支払例

胃潰瘍で27日間の入院中に手術を1回受け、その後10日間通院した。（Eに1口加入の場合）

・疾病入院保険金	3,000円×27日＝81,000円
・疾病手術保険金	3,000円×10倍＝30,000円
・疾病通院保険金	1,500円×10日＝15,000円
合計	126,000円



オプション

ご注意

●がん診断補償オプション、先進医療費用補償オプションは、病気補償（E）にご加入のうえお選びください。

がん診断補償オプション E1

海外も補償

ココがポイント

がんと診断確定された場合に支払われる補償です。入院費用だけではなく、さまざまな費用に使用できます。（通院のための交通費、個室などの有料の部屋を希望した場合にかかる差額ベッド代など）

■保険金額と月払保険料

加入限度口数 1口

加入セット	本人の年齢	月払保険料	がん診断保険金額	加入セット	本人の年齢	月払保険料	がん診断保険金額
E1	生後15日～4才	30円	100万円	E1	45～49才	840円	100万円
	5～9才	30円			50～54才	1,030円	
	10～14才	30円			55～59才	1,650円	
	15～19才	30円			60～64才	3,230円	
	20～24才	30円			65～69才	4,330円	
	25～29才	110円			70～74才	5,560円	
	30～34才	220円			75～79才	5,610円	
	35～39才	350円			80～84才	3,080円	
	40～44才	560円			85～89才	2,610円	

ご注意

- 上記の年齢は保険始期日（2025年10月1日）現在の満年齢でご確認ください。
- 保険期間中途でのセットはできません。

がん診断補償お支払例

保険期間中に肺がんと診断確定された。

がん診断保険金（一時金）	1,000,000円
--------------	------------



先進医療費用補償オプション E2

日本国内のみ補償

ココがポイント

ケガまたは病気の治療のため先進医療を受けた場合の費用（技術料）に加え、先進医療を受けるための医療機関とへの間の往復交通費、先進医療を受けるための宿泊費（1泊につき1万円限度）についても保険金をお支払します。

■保険金額と月払保険料

加入限度口数 1口

加入セット	月払保険料	先進医療費用保険金額
E2	60円	1,000万円

ご注意

- 保険期間中途でのセットはできません。

先進医療費用補償お支払例

肺がんと診断されたが体に負担をかけない治療法として、粒子線治療（先進医療）を選択し治療を受けた。

先進医療費用保険金（実費）	3,000,000円
---------------	------------



●「先進医療」とは、治療を受けた日現在において、厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に厚生労働大臣が定めるもの（先進医療ごとに別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院等において行われるものに限りします。）をいいます。先進医療の種類および実施医療機関については厚生労働省のホームページでご確認ください。

※適用！25%

※団体割引は、前年度ご加入いただいた被保険者の人数に従って割引率が適用されます。

ゴルフ保険

団体総合生活補償保険(ゴルフプラン)

A B C S

O P Q R

海外も補償
(ホールインワン・アルバトロス費用補償を除く)

ココがポイント

1. ゴルフプレー中の、他人に対する損害賠償責任、ご自身の傷害、ゴルフクラブの破損・盗難等の用品損害、ホールインワン・アルバトロス費用をワンセットにしました。

2. 賠償高額プランをご用意しました。

加入者の範囲

お申込みできる方	JTおよびそのグループ企業の退職者に限ります。
被保険者本人になれる方の範囲	JTおよびそのグループ企業の退職者およびその家族(配偶者、子ども、両親、兄弟姉妹および本人と同居している親族ならびに家事使用人)です。加入申込票にそれぞれご記名ください。
被保険者	ご記名者本人(被保険者本人)のみが対象となります。

保険金額と年払保険料 加入限度口数 1口 ※免責金額はありません。

加入セット		A	B	C	S
年払保険料		2,520円	3,950円	6,320円	12,520円
保険金額	ゴルフ賠償責任保険金額	1,000万円	1,000万円	3,000万円	5,000万円
	傷害死亡・後遺障害保険金額(注1、注2)	100万円	200万円	300万円	500万円
	傷害入院保険金日額(注3)	1,500円	3,000円	4,500円	7,500円
	傷害通院保険金日額	1,000円	2,000円	3,000円	5,000円
	ゴルフ用品保険金額(注1)	6万円	7万円	15万円	20万円
	ホールインワン・アルバトロス費用保険金額	15万円	25万円	40万円	90万円

(注1) ゴルフ用品保険金および傷害後遺障害保険金は保険期間を通じて、保険金額がお支払いの限度となります。
(注2) 傷害死亡保険金は傷害死亡・後遺障害保険金額の全額、傷害後遺障害保険金は後遺障害の程度に応じて傷害死亡・後遺障害保険金額の4%~100%をお支払いします。
(注3) 傷害手術保険金は入院中受けた手術の場合は傷害入院保険金日額の10倍、入院中以外の手術の場合は傷害入院保険金日額の5倍をお支払いします。

- ご注意
- 原則として、セルフプレー中に達成したホールインワンまたはアルバトロスは保険金支払いの対象にはなりません。
 - ただし、次のいずれかに該当する場合は、保険金をお支払いします。詳細はP19~20をご参照ください。
 - ① 同伴競技者とは同伴競技者以外の第三者がショットからカップインまでのボールの行方を連続して目視している場合
 - ② ビデオ映像等の達成証明資料により、その達成を客観的に証明できる場合
 - プロゴルファーの方(ゴルフの競技または指導を職業とする方)は、ご加入できません。

ホールインワン・アルバトロス費用補償のお支払い例

ホールインワンを達成し
祝賀会費用、贈呈用記念品購入費用が
発生した。

(Sに加入の場合)
・ホールインワン・アルバトロス費用保険金 493,008円



賠償高額プラン

保険金額と年払保険料 加入限度口数 1口 ※免責金額はありません。

加入セット		O	P	Q	R
年払保険料		2,930円	4,480円	4,610円	5,540円
保険金額	ゴルフ賠償責任保険金額	1億円	1億円	1億円	1億円
	傷害死亡・後遺障害保険金額(注1、注2)	300万円	800万円	500万円	800万円
	傷害入院保険金日額(注3)	4,500円	12,000円	7,500円	12,000円
	傷害通院保険金日額	3,000円	8,000円	5,000円	8,000円
	ゴルフ用品保険金額(注1)	10万円	10万円	10万円	10万円
	ホールインワン・アルバトロス費用保険金額	10万円	10万円	20万円	20万円

(注1) ゴルフ用品保険金および傷害後遺障害保険金は保険期間を通じて、保険金額がお支払いの限度となります。
(注2) 傷害死亡保険金は傷害死亡・後遺障害保険金額の全額、傷害後遺障害保険金は後遺障害の程度に応じて傷害死亡・後遺障害保険金額の4%~100%をお支払いします。
(注3) 傷害手術保険金は入院中受けた手術の場合は傷害入院保険金日額の10倍、入院中以外の手術の場合は傷害入院保険金日額の5倍をお支払いします。

- ご注意
- 原則として、セルフプレー中に達成したホールインワンまたはアルバトロスは保険金支払いの対象にはなりません。
 - ただし、次のいずれかに該当する場合は、保険金をお支払いします。詳細はP19~20をご参照ください。
 - ① 同伴競技者とは同伴競技者以外の第三者がショットからカップインまでのボールの行方を連続して目視している場合
 - ② ビデオ映像等の達成証明資料により、その達成を客観的に証明できる場合
 - プロゴルファーの方(ゴルフの競技または指導を職業とする方)は、ご加入できません。

賠償責任補償のお支払い例

前の組のプレーヤーが近い距離にいたにもかかわらず、
キャディの確認を待たずにボールを打ち、前の組のプレーヤーにボールが当たってケガをさせた。
治療費、休業損害、慰謝料等

(Bに加入の場合)
・ゴルフ賠償責任保険金 250,450円



保険金をお支払いする場合・お支払いしない主な場合①

SK 保険(傷害補償・病気補償・各種オプション)

※印を付した用語については、P15～16からの「※印の用語のご説明」をご覧ください。(各欄の初出時のみ※印を付しています。)
 <団体総合生活補償保険(標準型)>

保険金の種類		保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
傷害保険金	傷害死亡保険金 ★傷害補償（標準型） 特約	保険期間中の事故によるケガ*のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合	傷害死亡・後遺障害保険金額の全額 (注1) 傷害死亡保険金受取人（定めなかった場合は被保険者の法定相続人）にお支払いします。 (注2) 既にお支払いした傷害後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした傷害後遺障害保険金の額を差し引いた額をお支払いします。	●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ* ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為によるケガ ●自動車等*の無資格運転、飲酒運転*または麻薬等を使用しての運転中のケガ ●脳疾患、病気または心神喪失によるケガ ●妊娠、出産、早産または流産によるケガ ●引受保険会社が保険金を支払うべきケガの治療*以外の外科的手術その他の医療処置によるケガ ●戦争、その他の変乱*、暴動によるケガ(テロ行為によるケガは、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ(A1G、A2G、A3G、A4G、C0G、C1G、C2G、C3G、C4Gセットには天災危険補償特約がセットされているため、支払対象となります。) ●核燃料物質等の放射性・爆発性によるケガ ●原因がいかなるときでも、頸(けい)部症候群*、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの* ●入浴中の溺水*(ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガによって発生した場合には、保険金をお支払いします。) ●原因がいかなるときでも、誤嚥(えん)*によって発生した肺炎 ●別記(P15)の「補償対象外となる運動等」を行っている間のケガ ●乗用具*を用いて競技等*をしている間のケガ
	傷害後遺障害保険金 ★傷害補償（標準型） 特約	保険期間中の事故によるケガ*のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害*が発生した場合	傷害死亡・後遺障害保険金額×約款所定の保険金支払割合(4%～100%) (注1) 政府労災保険に準じた等級区分ごとに定められた保険金支払割合で、傷害後遺障害保険金をお支払いします。 (注2) 被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療*を要する状態にある場合は、引受保険会社は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における医師*の診断に基づき後遺障害*の程度を認定して、傷害後遺障害保険金をお支払いします。 (注3) 同一の部位に後遺障害を加重された場合は、既にあった後遺障害に対する保険金支払割合を控除して、傷害後遺障害保険金をお支払いします。 (注4) 既にお支払いした傷害後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした傷害後遺障害保険金の額を差し引いた額が限度となります。また、保険期間を通じてお支払いする傷害後遺障害保険金は、傷害死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	など (注) 細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は、補償の対象にはなりません。 <家族型への変更に関する特約をセットする場合>
	傷害入院保険金 ★傷害補償（標準型） 特約	保険期間中の事故によるケガ*のため、入院*された場合(以下、この状態を「傷害入院」といいます。)	傷害入院保険金日額×傷害入院の日数 (注1) 事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の入院*に対しては傷害入院保険金をお支払いしません。また、お支払いする傷害入院の日数は180日が限度となります。 (注2) 傷害入院保険金をお支払いする期間中にさらに傷害入院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ*を被った場合は、傷害入院保険金を重ねてはお支払いしません。	上記に追加される事由 ●別記(P15)の「補償対象外となる職業」に従事中的ケガ 上記から除外される事由 ●保険契約者の故意または重大な過失によるケガ
	傷害手術保険金 ★傷害補償（標準型） 特約	保険期間中の事故によるケガ*の治療*のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に手術*を受けられた場合	①入院*中に受けた手術*の場合 傷害入院保険金日額×10 ②①以外の手術の場合 傷害入院保険金日額×5 (注) 1 事故に基づくケガ*について、1 回の手術に限ります。また、1 事故に基づくケガについて①および②の手術を受けた場合は、①の算式によります。	
	傷害通院保険金 ★傷害補償（標準型） 特約	保険期間中の事故によるケガ*のため、通院*された場合(以下、この状態を「傷害通院」といいます。) (注) 傷害通院の日数には、通院されない場合で、所定の部位*を固定するためにギプス等*を常時装着したときには、その装着日数を含みます。ただし、医師*の指示による固定(*)であること、かつ、診断書、診療報酬明細書等から所定の部位をギプス等の装着により固定している	傷害通院保険金日額×傷害通院の日数 (注1) 事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の通院*に対しては傷害通院保険金をお支払いしません。また、お支払いする傷害通院の日数は90日が限度となります。 (注2) 傷害入院保険金をお支払いする期間中に傷害通院された場合は、傷害通院保険金をお支払いしません。 (注3) 傷害通院保険金をお支払いする期間中	

次ページへつづく

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
傷害通院 保険金 ★傷害補償 (標準型) 特約	前ページからのつづき ことが確認できる場合に限ります。 (*)診断書または医師の意見書に固定に関する記載がある場合に限ります。	前ページからのつづき にさらに傷害通院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ*を被った場合は、傷害通院保険金を重ねてはお支払いしません。	
日常生活賠償保険金 ★日常生活賠償特約	①保険期間中の次のア。またはイ。の偶然な事故により、他人の生命または身体を害したり、他人の物を壊したりして、法律上の損害賠償責任を負われた場合 ②日本国内において保険期間中の次のア。またはイ。の偶然な事故により、誤って線路へ立入ってしまったこと等が原因で電車等(*)を運行不能(*)にさせ、法律上の損害賠償責任を負われた場合 ア. 本人の居住の用に供される住宅(* ^㉓)の所有、使用または管理に起因する偶然な事故 イ. 被保険者の日常生活に起因する偶然な事故 (注)被保険者の範囲は、本人、配偶者*、同居の親族および別居の未婚*の子となります。なお、これらの方が責任無能力者である場合は、親権者・法定監督義務者・監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(責任無能力者の6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族に限ります。)を被保険者とします。「同居の親族」とは、本人またはその配偶者と同居の、本人またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。「別居の未婚の子」とは、本人またはその配偶者と別居の、本人またはその配偶者の未婚の子をいいます。 (*1)電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用具をいいます。 (*2)正常な運行ができなくなることをいいます。ただし、運行することにつき、物理的な危険を伴うものをいいます。 (*3)敷地内の動産および不動産を含みます。	被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額 + 判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金 - 被保険者が損害賠償請求権者に対して損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その価額 - 免責金額*(0円) (注1)1回の事故につき、日常生活賠償保険金額が限度となります。 (注2)損害賠償金額等の決定については、あらかじめ引受保険会社の承認を必要とします。 (注3)上記算式により計算した額とは別に、損害の発生または拡大を防止するために必要または有益であった費用、示談交渉費用、争訟費用等をお支払いします。 (注4)日本国内において発生した事故については、被保険者のお申出により、示談交渉をお引受けします。ただし、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担されない場合、損害賠償請求権者が同意されない場合、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額が日常生活賠償保険金額を明らかに超える場合、正当な理由なく被保険者が協力を拒んだ場合、損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合には示談交渉を行うことができませんのでご注意ください。 (注5)補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。	●保険契約者、被保険者またはこれらの方の法定代理人の故意による損害 ●被保険者の業務遂行に直接起因する損害賠償責任(仕事上の損害賠償責任) ●他人から借りたり預かったりした物を壊したことによる損害賠償責任 ●被保険者と同居する親族*に対する損害賠償責任 ●被保険者の使用人が業務従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任(ただし、被保険者が家事使用人として使用する者に対する損害賠償責任の場合は、保険金をお支払いします。) ●第三者との損害賠償に関する約定によって加重された損害賠償責任 ●心神喪失に起因する損害賠償責任 ●被保険者または被保険者の指図による暴行、殴打による損害賠償責任 ●自動車等*の車両、船舶、航空機、銃器、業務のために使用する動産または不動産の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任(ただし、ゴルフ場敷地内におけるゴルフクラブの所有、使用、または管理に起因する損害賠償責任の場合は、保険金をお支払いします。) ●戦争、その他の変乱*、暴動による損害 ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による損害 ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による損害 など
携行品損害保険金 ★携行品損害補償特約 ☆新価値保険特約(携行品損害補償特約用)セット	保険期間中の偶然な事故(盗難・破損・火災など)により、携行品(*)に損害が発生した場合 (*1)「携行品」とは、被保険者が住宅(敷地を含みます。)外において携行している被保険者所有の身の回り品(* ^㉔)をいいます。ただし、別記(P15)の「補償対象外となる主な携行品」を除きます。 (*2)「身の回り品」とは、被保険者が所有する、日常生活において職務の遂行以外の目的で使用する動産(カメラ、衣類、レジャー用品等)をいいます。	損害の額 - 免責金額*(1回の事故につき3,000円) (注1)損害の額は、再調達価額*によって定めます。ただし、被害物が貴金属等の場合には、保険価額*によって定めます。なお、被害物の損傷を修繕しうる場合においては、損害発生直前の状態に復するのに必要な修繕費をもって損害の額を定め、価値の下落(格落損)は含みません。この場合においても、修繕費が再調達価額を超えたときは、再調達価額を損害の額とします。 (注2)損害の額は、1個、1組または1対のものについて10万円が限度となります。ただし、通貨または乗車券等(鉄道・船舶・航空機の乗船券・航空券、宿泊券、観光券または旅行券をいいます。ただし、定期券は含まれません。)もしくは小切手については1回の事故につき5万円が限度となります。 (注3)保険金のお支払額は、保険期間を通じて、携行品損害保険金額が限度となります。 (注4)補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。	●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による損害 ●被保険者と同居する親族*の故意による損害 ●自動車等*の無資格運転、飲酒運転*または麻薬等を使用しての運転中の事故による損害 ●公権力の行使(差押え・没収・破壊等)による損害 ●携行品の自然の消耗、劣化、性質による変色・さび・かび・腐敗・ひび割れ・はがれ・発酵・自然発熱、ぬずみ食い、虫食い、欠陥等による損害 ●携行品の平常の使用または管理において通常発生し得るすり傷、かき傷、塗料のはがれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外觀上の損傷または保険の対象の汚損であって、携行品が有する機能の喪失または低下を伴わない損害 ●偶然な外来の事故に直接起因しない携行品の電氣的事故・機械的事故(故障等)による損害(ただし、これらの事由によって発生した火災による損害の場合は、保険金をお支払いします。) ●携行品である液体の流出による損害(ただし、その結果として他の携行品に発生した損害の場合は、保険金をお支払いします。) ●携行品の置き忘れまたは紛失による損害 ●戦争、その他の変乱*、暴動による損害(テロ行為による損害は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。)

保険金をお支払いする場合・お支払いしない主な場合①

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
携行品損害保険金 ★携行品損害補償特約 ☆新価保険特約（携行品損害補償特約用）セット			前ページからのつづき ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による損害 ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による損害 ●被保険者または被保険者側に属する方の労働争議に伴う暴力行為または破壊行為 ●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方（これらの方の法定代理人を含みます。）の使用人もしくは同居の親族が単独で、または第三者と共謀して行った窃盗、強盗、背任その他の不誠実行為（ただし、火災または破裂・爆発によって発生した損害の場合は、保険金をお支払いします。） ●別記（P15）の「補償対象外となる主な『携行品』」の損害 など
借家人賠償責任保険金 ★借家人賠償責任補償特約	保険期間中に、日本国内において、借用住宅 ^(※1) が火災、破裂または爆発により損壊 ^(※2) し、被保険者 ^(※3) が貸主に対する法律上の損害賠償責任を負われた場合 (※1)「借用住宅」とは、被保険者が借用または使用する被保険者の居住の用に供される建物または住戸室をいいます。 (※2)「損壊」とは、滅失、破損または汚損をいいます。ただし、滅失には盗難、紛失または詐取を含みません。 (※3)借用住宅の賃借名義人が被保険者と異なる場合には、その賃借名義人を含みます。なお、これらの方が責任無能力者である場合は、親権者・法定監督義務者・監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方（責任無能力者の6親等内の血族、配偶者※および3親等内の姻族に限ります。）を被保険者としてします。	被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額 + 判決に より支払を命ぜられた訴訟費用または判決 日までの遅延損害金 - 被保険者が損害賠償請求権者に対して損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、 その価額 - 免責金額 ^(※0円) (注1)1回の事故につき、借家人賠償責任保険金額が限度となります。 (注2)損害賠償金額等の決定については、あらかじめ引受保険会社の承認を必要とします。 (注3)上記算式により計算した額とは別に、損害の発生または拡大を防止するために必要または有益であった費用、示談交渉費用、争訟費用等をお支払いします。 (注4)補償内容が同様の保険契約（異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。）が他にある場合、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。	●保険契約者、被保険者またはこれらの方の法定代理人の故意による損害 ●心神喪失または指図に起因する損害賠償責任 ●借用住宅の改築、増築、取りこわし等の工事による損害 ●貸主に借用住宅を引き渡した後に発見された損壊による損害賠償責任 ●戦争、その他の変乱 ^(※) 、暴動による損害 ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による損害 ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による損害 ●戦争、その他の変乱 ^(※) 、暴動による損害 ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による損害 ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による損害 ●戦争、その他の変乱 ^(※) 、暴動による損害 ●借用住宅の平常の使用または管理において通常発生し得るすり傷、かき傷、塗料のはがれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または借用住宅の汚損であって、借用住宅が有する機能の喪失または低下を伴わない損害 など
修理費用保険金 ★修理費用補償特約	保険期間中の次の事故により、日本国内において借用住宅 ^(※1) に損害が発生し、被保険者 ^(※2) が貸主との契約に基づきその借用住宅を自己の費用で現実に修理した場合。 ただし、火災、破裂または爆発の事故による損害に対し、被保険者が借用住宅の貸主に対して、法律上の損害賠償責任を負担する場合を除きます。 ・火災、落雷、破裂、爆発 ・借用住宅の外部からの物体の衝突（雨、雪、あられ、砂塵（じん）、粉塵（じん）、煤（ばい）煙その他これらに類する物の落下もしくは飛来、水災、土砂崩れによる損害を除きます。） ・給排水設備に発生した事故または被保険者以外の者が占有する借用住宅で発生した事故に伴う漏水、放水または溢（いっ）水による水漏れ（水災による損害を除きます。） ・騒擾（じょう）およびこれに類似の集団行動または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為 ・風災、雹（ひょう）災または雪災 ^(※3) （借用住宅の内部については、借用住宅またはその一部が風災、雹（ひょう）災または雪災によって直接破損したために発生した損害（吹込みによる損害を含みます。）に限ります。） ・盗難 (※1)「借用住宅」とは、被保険者が借用または使用する被保険者の居住の用に供される建物または住戸室をいいます。 (※2)借用住宅の賃借名義人が被保険者と異なる場合には、その賃借名義人を含みます。 (※3)豪雪の場合におけるその雪の重み、落下等による事故または雪崩（なだれ）をいい、融雪水の漏入もしくは凍結、融雪洪水または除雪洪水による事故を除きます。	修理費用 ^(※) - 免責金額 ^(※1回の事故につき3,000円) (注1)保険金のお支払額は、1回の事故につき、修理費用保険金額が限度となります。 (注2)建物の主要構造部（壁、柱、床、はり、屋根、階段等）や、居住者が共同で利用する部分（玄関、ロビー、廊下、昇降機、便所、浴室、門、塀、垣、給水塔等）の修理費用はお支払いしません。 (注3)雪災による損害が1回の積雪期において複数発生した場合、おのおの別の事故によって発生したことが明らかでないときは、1回の事故により発生したものと推定します。 (注4)補償内容が同様の保険契約（異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。）が他にある場合、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。	●保険契約者、被保険者、借用住宅の貸主、保険金を受け取るべき方またはこれらの方の法定代理人の故意、重大な過失または法令違反による損害 ●保険契約者、被保険者または借用住宅の貸主が所有または運転する車両・積載物の衝突、接触による損害 ●戦争、その他の変乱 ^(※) 、暴動による損害（テロ行為による損害は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。） ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による損害 ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による損害 ●借用住宅の自然の消耗、劣化、性質による変色・さび・かび・腐敗・ひび割れ・はがれ・発酵・自然発熱、ねずみ食い、虫食い、欠陥等による損害 ●借用住宅の平常の使用または管理において通常発生し得るすり傷、かき傷、塗料のはがれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または借用住宅の汚損であって、借用住宅が有する機能の喪失または低下を伴わない損害 など

<団体総合生活補償保険（MS＆AD型）>

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
疾病入院保険金 ★疾病補償特約 ☆特定精神障害補償特約セット P15（☆）参照	保険期間の開始後 ^(※) に発病 ^(※) した病気 ^(※) のため、保険期間中に入院 ^(※) された場合（以下、この状態を「疾病入院」といいます。） (※)病気を補償する加入セットに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始後とします。	疾病入院保険金日額 × 疾病入院の日数 (注1)疾病入院の日数には以下の日数を含みません。 ・疾病入院された日からその日を含めて支払対象期間 ^(※1,095日) が満了した日の翌日以降の疾病入院の日数 ・1回の疾病入院 ^(※) について、疾病入院保険金を支払うべき日数の合計が支払限度日数 ^(※180日) に到達した日の翌日以降の疾病入院の日数 (注2)疾病入院保険金をお支払いする期間中にさらに疾病入院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当する病気 ^(※) を発病 ^(※) された場合は、疾病入院保険金を重ねてはお支払いしません。	●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による病気 ^(※) ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為による病気 ●精神障害 ^(※1) およびそれによる病気 ●戦争、その他の変乱 ^(※) 、暴動による病気（テロ行為による病気は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。） ^(※2) ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による病気 ^(※2) ●麻薬等の使用による病気（ただし、治療 ^(※) を目的として医師 ^(※) が麻薬等を用いた場合は、保険金をお支払いします。） ●妊娠または出産（異常妊娠、異常分娩または産褥（じょく）期の異常 ^(※3) ）の場合は、保険金をお支払いします。） ●原因がいかなくなるときでも、顎（けい）部症候群 ^(※) 、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの ^(※) ●健康に関する告知のご回答等により補償対象とならない病気 ^(※4) （加入者証等に記載されます。） など (注)保険期間の開始時 ^(※5) より前に発病 ^(※) した病気 ^(※4) については保険金をお支払いしません。 ただし、病気を補償する加入セットに継続加入された場合で、病気を発病した時が、その病気による入院 ^(※) を開始された日 ^(※6) からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、保険金をお支払いします。 (※1)「精神障害」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類コードF00からF09またはF20からF99に規定されたもの以外とし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」によります。（特定精神障害補償特約（自動的にセットされます。）のセット後の内容となります。） <支払対象外となる精神障害の例> アルコール依存、薬物依存 など (※2)これにより発生した保険金支払事由に該当した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと引受保険会社が認めた場合は、保険金の全額または一部をお支払いすることがあります。 (※3)「異常妊娠、異常分娩または産褥（じょく）期の異常」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類コードO00からO79まで、O81からO99までに規定されたものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10（2003年版）準拠」によります。 (※4)その病気と医学上因果関係がある病気 ^(※) を含みます。 (※5)病気を補償する加入セットに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時をいいます。 (※6)疾病入院保険金の支払いを伴わない疾病手術保険金または疾病放射線治療保険金の場合は、それぞれ「手術を開始された日」、「放射線治療を開始された日」と読み替えます。
疾病手術保険金 ★疾病補償特約 ☆特定精神障害補償特約セット P15（☆）参照	①疾病入院保険金をお支払いする場合で、その病気 ^(※) の治療 ^(※) のために疾病入院保険金の支払対象期間 ^(※1,095日) 中に手術 ^(※) を受けられたとき。 ②保険期間の開始後 ^(※) に発病 ^(※) した病気 ^(※) の治療のために、保険期間中に手術を受けられた場合 (※)病気を補償する加入セットに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始後とします。	1回の手術 ^(※) について、次の額をお支払いします。 ①疾病入院保険金支払われるか否かにかかわらず、入院 ^(※) 中に受けた手術の場合 疾病入院保険金日額 × 10 ②①以外の手術の場合 疾病入院保険金日額 × 5 (注)次に該当する場合のお支払方法は下記のとおりとなります。 ①同一の日に複数回の手術を受けた場合 疾病手術保険金の額の高いいずれか1つの手術についてのみ保険金をお支払いします。 ②1回の手術を2日以上にわたって受けた場合 その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとしします。 ③医科診療報酬点数表に手術料が1日につき算定されるものとして定められている手術に該当する場合 その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとしします。 ④医科診療報酬点数表において、一連の治療 ^(※) 過程で複数回実施しても手術料が1回のみ算定されるものとして定められている区分番号に該当する手術について、被保険者が同一の区分番号に該当する手術を複数回受けた場合 その手術に対して疾病手術保険金が支払われることとなった直前の手術を受けた日からその日を含めて14日以内に受けた手術に対しては、保険金をお支払いしません。	など (注)保険期間の開始時 ^(※5) より前に発病 ^(※) した病気 ^(※4) については保険金をお支払いしません。 ただし、病気を補償する加入セットに継続加入された場合で、病気を発病した時が、その病気による入院 ^(※) を開始された日 ^(※6) からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、保険金をお支払いします。 (※1)「精神障害」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類コードF00からF09またはF20からF99に規定されたもの以外とし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」によります。（特定精神障害補償特約（自動的にセットされます。）のセット後の内容となります。） <支払対象外となる精神障害の例> アルコール依存、薬物依存 など (※2)これにより発生した保険金支払事由に該当した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと引受保険会社が認めた場合は、保険金の全額または一部をお支払いすることがあります。 (※3)「異常妊娠、異常分娩または産褥（じょく）期の異常」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類コードO00からO79まで、O81からO99までに規定されたものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10（2003年版）準拠」によります。 (※4)その病気と医学上因果関係がある病気 ^(※) を含みます。 (※5)病気を補償する加入セットに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時をいいます。 (※6)疾病入院保険金の支払いを伴わない疾病手術保険金または疾病放射線治療保険金の場合は、それぞれ「手術を開始された日」、「放射線治療を開始された日」と読み替えます。
疾病放射線治療保険金 ★疾病補償特約 ☆特定精神障害補償特約セット P15（☆）参照	①疾病入院保険金をお支払いする場合で、その病気 ^(※) の治療 ^(※) のために疾病入院保険金の支払対象期間 ^(※1,095日) 中に放射線治療 ^(※) を受けられたとき。 ②保険期間の開始後 ^(※) に発病 ^(※) した病気 ^(※) の治療のために、保険期間中に放射線治療を受けられた場合 (※)病気を補償する加入セットに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始後とします。	1回の放射線治療 ^(※) について、次の額をお支払いします。 疾病入院保険金日額 × 10 (注1)同一の日に複数回の放射線治療を受けた場合は、いずれか1つの放射線治療についてのみ保険金をお支払いします。 (注2)疾病放射線治療保険金を支払うべき放射線治療を複数回受けた場合は、同一の診療行為について疾病放射線治療保険金が支払われることとなった直前の放射線治療を受けた日からその日を含めて60日以内に受けた放射線治療に対しては、保険金をお支払いしません。	など (注)保険期間の開始時 ^(※5) より前に発病 ^(※) した病気 ^(※4) については保険金をお支払いしません。 ただし、病気を補償する加入セットに継続加入された場合で、病気を発病した時が、その病気による入院 ^(※) を開始された日 ^(※6) からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、保険金をお支払いします。 (※1)「精神障害」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類コードF00からF09またはF20からF99に規定されたもの以外とし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」によります。 (※2)これにより発生した保険金支払事由に該当した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと引受保険会社が認めた場合は、保険金の全額または一部をお支払いすることがあります。 (※3)「異常妊娠、異常分娩または産褥（じょく）期の異常」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類コードO00からO79まで、O81からO99までに規定されたものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10（2003年版）準拠」によります。 (※4)その病気と医学上因果関係がある病気 ^(※) を含みます。 (※5)病気を補償する加入セットに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時をいいます。 (※6)疾病入院保険金の支払いを伴わない疾病手術保険金または疾病放射線治療保険金の場合は、それぞれ「手術を開始された日」、「放射線治療を開始された日」と読み替えます。
疾病通院保険金 ★疾病補償特約 ☆特定精神障害補償特約セット P15（☆）参照	疾病入院保険金をお支払いする疾病入院が終了し、退院した後、その疾病入院の原因となった病気 ^(※) の治療 ^(※) のため、通院 ^(※) された場合（以下、この状態を「疾病通院」といいます。）	疾病通院保険金日額 × 疾病通院の日数 (注1)疾病通院の日数には以下の日数を含みません。 ・疾病入院の終了した日の翌日から起算して疾病通院保険金の支払対象期間 ^(※180日) が満了した日の翌日以降の疾病通院の日数。なお、疾病入院保険金の支払対象期間（1,095日）内に疾病入院が終了していない場合には、疾病入院の終了した日または疾	など (注)保険期間の開始時 ^(※5) より前に発病 ^(※) した病気 ^(※4) については保険金をお支払いしません。 ただし、病気を補償する加入セットに継続加入された場合で、病気を発病した時が、その病気による入院 ^(※) を開始された日 ^(※6) からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、保険金をお支払いします。 (※1)「精神障害」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類コードF00からF09またはF20からF99に規定されたもの以外とし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」によります。 (※2)これにより発生した保険金支払事由に該当した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと引受保険会社が認めた場合は、保険金の全額または一部をお支払いすることがあります。 (※3)「異常妊娠、異常分娩または産褥（じょく）期の異常」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類コードO00からO79まで、O81からO99までに規定されたものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10（2003年版）準拠」によります。 (※4)その病気と医学上因果関係がある病気 ^(※) を含みます。 (※5)病気を補償する加入セットに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時をいいます。 (※6)疾病入院保険金の支払いを伴わない疾病手術保険金または疾病放射線治療保険金の場合は、それぞれ「手術を開始された日」、「放射線治療を開始された日」と読み替えます。

保険金をお支払いする場合・お支払いしない主な場合①

保険金の種類		保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
疾病保険金	疾病通院保険金 ★疾病補償特約 ☆特定精神障害補償特約セット		前ページからのつづき 病入院保険金の支払対象期間が満了した日の翌日から起算して180日を経過した日のいずれか早い日が疾病入院の終了した日となります。 ・1回の疾病入院*について疾病通院保険金を支払うべき日数の合計が疾病通院保険金の支払限度日数*(30日)に到達した日の翌日以降の疾病通院の日数 (注2) 疾病入院保険金をお支払いする期間中に疾病通院された場合は、疾病通院保険金をお支払いしません。 (注3) 疾病通院保険金をお支払いする期間中にさらに疾病通院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当する病気*を発病*した場合は、疾病通院保険金を重ねてはお支払いしません。 (注4) 疾病入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過する日までに、その疾病入院の原因となった病気(これと医学上因果関係がある病気*を含みます。)によって再度疾病入院に該当した場合で、前の疾病入院の終了後、後の疾病入院が開始するまでの期間中に疾病通院されたときは、その日数を疾病通院の日数に含めて疾病通院保険金をお支払いします。	
	P15(☆)参照			
先進医療費用保険金 ★先進医療費用保険金補償特約 ☆特定精神障害補償特約セット	ケガ*または病気*の治療*のため、保険期間中に日本国内において先進医療(*1)を受けた場合で、被保険者が先進医療に伴う費用を負担されたとき。 (*)「先進医療」とは、治療を受けた日現在において、厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に厚生労働大臣が定めるもの(先進医療ごとに別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。)をいいます。医療技術、医療機関および適応症等が先進医療に該当しない場合、支払対象外となります。なお、先進医療の対象となる医療技術、医療機関および適応症等は、一般の保険診療への導入や承認取消等の事由によって、変動します。受療された日現在において、先進医療に該当しない場合、お支払いの対象外となります。	被保険者が負担された次の費用を被保険者にお支払いします。 ア. 先進医療に要する費用(*1) イ. 先進医療を受けるための病院等との間の交通費(転院、退院のための交通費を含みます。) ウ. 先進医療を受けるための宿泊費(1泊につき1万円限度) (注1) 加害者等から支払われる損害賠償金などがある場合は、被保険者が負担された費用から差し引きします。 (注2) 保険金のお支払額は、保険期間を通じ、先進医療費用保険金額が限度となります。 (注3) 【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合のご注意】 先進医療に伴う費用を補償する加入セットに継続加入の場合で、ケガ*の原因となった事故発生の時または病気*(*2)を発病*した時がこの保険契約の保険期間の開始時より前であるときは、先進医療費用保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い額となります。 ① ケガの原因となった事故発生の時または病気を発病した時の保険契約のお支払条件で算出した金額 ② この保険契約のお支払条件で算出した金額 ただし、ケガの原因となった事故発生の時または病気(*2)を発病した時が、そのケガまたは病気によって先進医療を開始した日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、②により算出した額をお支払いします。 (注4) 補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。 (※1) 先進医療を受けた場合の費用のうち、保険外併用療養費およびこれに伴う一部負担金以外の費用をいいます。ただし、保険外併用療養費には、保険外併用療養費に相当する家族療養費を含みます。なお、保険外併用療養費とは、公的医療保	● 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ*や病気* ● 闘争行為、自殺行為または犯罪行為によるケガや病気* ● 自動車等*の無資格運転、飲酒運転*または麻薬等を使用しての運転中のケガ ● 脳疾患、病気*または心神喪失によるケガ ● 妊娠、出産、早産または流産によるケガ ● 引受保険会社が保険金を支払うべきケガの治療*以外の外科的手術その他の医療処置によるケガ ● 戦争、その他の変乱*、暴動によるケガ(テロ行為によるケガは、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ● 地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ ● 核燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガ ● 原因がいかなくとも、頸(けい)部症候群*、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの* ● 別記(P15)の「補償対象外となる運動等」を行っている間のケガ ● 別記(P15)の「補償対象外となる職業」に従事中のケガ ● 乗用具*を用いて競技等*をしている間のケガ ● 精神障害(*1)およびそれによる病気 ● 戦争、その他の変乱*、暴動による病気(テロ行為による病気は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。)(*2) ● 核燃料物質等の放射性・爆発性等による病気(*2) ● 麻薬等の使用による病気(ただし、治療を目的として医師*が麻薬等を用いた場合は、保険金をお支払いします。) ● 妊娠または出産(異常妊娠、異常分娩または産褥(じよく)期の異常(*3)の場合は、保険金をお支払いします。) ● 健康に関する告知のご回答等により補償対象とならない病気(*4)(加入者証等に記載されます。) など (注) 保険期間の開始時(*5)より前に被ったケガまたは発病*した病気(*4)については保険金をお支払いしません。	次ページへつづく

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
先進医療費用 保険金 ★先進医療費 用保険金補 償特約 ☆特定精神障 害補償特約 セット		前ページからのつづき 険制度から給付される部分をいし、一部負担金とは公的医療保険制度と同様の本人負担金をいします。 (※2)先進医療の原因となった病気と医学上因果関係がある病気*を含みます。	前ページからのつづき ただし、先進医療に伴う費用を補償する加入セットに継続加入された場合で、ケガの原因となった事故発生の時または病気を発病した時が、そのケガまたは病気による先進医療を開始された日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、保険金をお支払いします。 (※1)「精神障害」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類コードF00からF09またはF20からF99に規定されたもの以外とし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003年版)準拠」によります。(特定精神障害補償特約(自動的にセットされます。))のセット後の内容となります。) <支払対象外となる精神障害の例> アルコール依存、薬物依存 など (※2)これにより発生した保険金支払事由に該当した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと引受保険会社が認めた場合は、保険金の全額または一部をお支払いすることがあります。 (※3)「異常妊娠、異常分娩または産褥(じょく)期の異常」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類コードO00からO79まで、O81からO99までに規定されたものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003年版)準拠」によります。 (※4)その病気と医学上因果関係がある病気*を含みます。 (※5)先進医療に伴う費用を補償する加入セットに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時をいします。
	次のいずれかががん*と診断確定*された場合 (保険期間中にがんと診断確定された場合に限ります。) ①保険期間の開始時(※1)以降に初めて罹患したがん ②再発したがん(※2) ③転移したがん(※3) ④既払がん(※4)とは全く別のがん (注)がん診断保険金を補償する加入セットに継続加入の場合で、前回の保険金支払事由該当日(※5)から、その日を含めて1年以内に再び上記①から④までのいずれかががんと診断確定されたときは、保険金を支払いません。 (※1)がん診断保険金を補償する加入セットに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時とします。 (※2)「再発したがん」とは、がんを治療した結果、一旦がんが認められない状態となり、その後再発したと診断確定されたがんをいします。 (※3)「転移したがん」とは、他の部位・臓器(※6)に転移したと診断確定されたがんをいします。ただし、転移の以前に既にその部位・臓器にがんが発生していた場合は含みません。 (※4)「既払がん」とは、継続加入してきた最初のご契約の保険期間が開始した以降にがんと診断確定され、既に保険金を支払ったがんをいします。 (※5)継続加入してきた最初のご契約からこの保険契約の継続前契約までの保険期間中に、既に保険金を支払ったがんと診断確定された日のうち、この保険契約の始期日の最も近い日をいします。 (※6)同一の種類・部位・臓器が複数ある場合、それらは同じ部位・臓器とみなします。	<u>がん診断保険金額の全額</u> (注1)保険期間中1回に限ります。 (注2)【継続加入において、継続前後で契約のお支払条件が異なる場合のご注意】 がん診断保険金を補償する加入セットに継続加入の場合で、被保険者ががん*を発病*した時がこの保険契約の保険期間の開始日より前であるときは、保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い額となります。 ①がんを発病した時の保険契約のお支払条件で算出した金額 ②この保険契約のお支払条件で算出した金額 ただし、がんを発病した時が、がんと診断確定*された日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、②により算出した額をお支払いします。 (注3)被保険者が医師*から傷病名の告知を受けていないこと等により保険金を請求できない事情がある場合は、同居または生計を共にする配偶者等が保険金を請求できることがあります。詳細は33ページの<代理請求人について>をご覧ください。	●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるがん* ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為によるがん ●戦争、その他の変乱*、暴動によるがん(テロ行為によるがんは、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。)(※1) ●核燃料物質等の放射性・爆発性等によるがん(※1) ●麻薬等の使用によるがん(ただし、治療*を目的として医師*が麻薬等を用いた場合は、保険金をお支払いします。) ●健康に関する告知のご回答等により補償対象とならない病気(加入者証等に記載されます。)に該当するがん(※2) など (注)保険期間の開始時(※3)より前に発病*したがんについては保険金をお支払いしません。 ただし、がん診断保険金を補償する加入セットに継続加入された場合で、がんを発病した時が、がんと診断確定*された日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、保険金をお支払いします。 (※1)これにより発生した保険金支払事由に該当した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと引受保険会社が認めた場合は、保険金の全額または一部をお支払いすることがあります。 (※2)そのがんと医学上因果関係がある病気*を含みます。 (※3)がん診断保険金を補償する加入セットに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時をいします。

【特約の説明】	
セットする特約	特約の説明
条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約（自動セット）	保険金をお支払いしない場合のうち「戦争、その他の変乱 [*] 、暴動」については、テロ行為はお支払いの対象となります。テロ行為とは、政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。
家族型への変更に関する特約（C0.C1.C2.C3.C4.C0G.C1G.C2G.C3G.C4Gセット）	被保険者の範囲を、「契約概要のご説明」の「被保険者の範囲」に記載のとおり変更します。
天災危険補償特約（A1G.A2G.A3G.A4G.C0G.C1G.C2G.C3G.C4Gセット）	地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ [*] のときも、傷害保険金をお支払いします。
傷害入院保険金および傷害通院保険金の7日間2倍支払特約（A1.A2.A3.A4.A1G.A2G.A3G.A4G.C0.C1.C2.C3.C4.C0G.C1G.C2G.C3G.C4Gセット）	傷害入院保険金または傷害通院保険金をお支払いする場合に該当した期間の入院 [*] または通院 [*] の最初の7日間に対して、傷害入院保険金または傷害通院保険金の2倍の額をお支払いします。 （注1）1回の事故で入院、通院の両方がある場合には、合計で7日間までが2倍支払いの対象となります。なお、傷害入院保険金の支払いを受けられる期間中に新たに他のケガ [*] をされた場合でも、2倍のお支払いをする日数は最初の傷害入院保険金をお支払いする場合に該当した日から起算します。 （注2）ご加入されたご契約に傷害入院保険金または傷害通院保険金を2倍、増額または追加して支払う他の特約がセットされている場合は、この特約により支払われる保険金は、他の特約がないものとして算出した額とします。

（☆）疾病保険金（疾病入院保険金、疾病手術保険金、疾病放射線治療保険金、疾病通院保険金）
【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合のご注意】
病気^{*}を補償する加入セットに継続加入の場合で、被保険者が疾病入院^(※1)の原因となった病気^(※2)を発病^{*}した時がこの保険契約の保険期間の開始時より前であるときは、保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い額となります。
①病気を発病した時の保険契約のお支払条件で算出した金額
②この保険契約のお支払条件で算出した金額
ただし、病気^(※2)を発病した時が、その病気による入院^(※1)を開始された日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、②により算出した額をお支払いします。
（※1）疾病入院保険金の支払いを伴わない疾病手術保険金または疾病放射線治療保険金の場合は、それぞれ「手術」、「放射線治療」と読み替えます。
（※2）疾病入院^(※1)の原因となった病気と医学上因果関係がある病気^{*}を含みます。

補償対象外となる運動等／補償対象外となる職業／補償対象外となる主な「携行品」
補償対象外となる運動等 山岳登はん ^(※1) 、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機 ^(※2) 操縦 ^(※3) 、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機 ^(※4) 搭乗、ジャイロプレーン搭乗 その他これらに類する危険な運動 （※1）ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング（フリークライミングを含み、登る壁の高さが5m以下であるボルダリングは含みません。）をいいます。 （※2）グライダーおよび飛行船は含みません。 （※3）職務として操縦する場合は含みません。 （※4）モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラプレーン等のパラシュート型超軽量動力機は含みません。
補償対象外となる職業 オートデスター（テストライダー）、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手（競輪選手）、モーターボート（水上オートバイを含みます。）競争選手、猛獣取扱者（動物園の飼育係を含みます。）、プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手（レフリーを含みます。）、力士 その他これらと同程度またはそれ以上の危険な職業
補償対象外となる主な「携行品」 船舶（ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。）、航空機・自動車・原動機付自転車およびこれらの付属品、自転車・雪上オートバイ・ゴーカート・ハンググライダー・パラグライダー・サーフボード・ウインドサーフィンおよびこれらの付属品、無人機（ドローン）・ラジコン模型およびこれらの付属品、携帯電話・スマートフォン・PHS・ポケットベル・ポータブルナビゲーション・モバイルWi-Fiルーター・ワイヤレスイヤホン等の携帯式通信機器・パソコン・タブレット端末・ウェアラブル端末等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品、眼鏡、サングラス、コンタクトレンズ、補聴器、義歯、義肢、動物、植物、株券、有価証券（乗車券等、定期券、通貨および小切手は補償の対象となります。）、印紙、切手、預金証書または貯金証書（通帳およびキャッシュカードを含みます。）、クレジットカード、プリペイドカード、ローンカード、電子マネー、釣竿・竿掛け・竿袋・リール・釣具入れ・クーラー・びく・たも網・救命胴衣およびこれらに類似のつり用に設計された漁具、証書（運転免許証およびパスポートを含みます。）、帳簿・稿本（本などの原稿）・設計書・図案・ひな形・鋳型・木型・紙型・模型・勳章・き章・免許状その他これらに類する物（印章は補償の対象となります。）、テープ、カード、ディスク、ドラム等のコンピュータ用の記録媒体に記録されているプログラム、データ など

【※印の用語のご説明】	
用語	ご説明
医学上因果関係がある病気	医学上重要な関係にある一連の病気 [*] をいい、病名を異にする場合であってもこれを同一の病気として取り扱います。たとえば、高血圧症とこれに起因する心臓疾患または腎臓疾患等をいいます。
医学的他覚所見のないもの	被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、脳波所見、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。
医師	被保険者以外の医師をいいます。
1回の疾病入院	疾病入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過する日までに、その疾病入院の原因となった病気 [*] （これと医学上因果関係がある病気 [*] を含みます。）によって再度疾病入院に該当した場合には、前の疾病入院と後の疾病入院を合わせて「1回の疾病入院」として取り扱います。
飲酒運転	道路交通法第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等 [*] を運転することをいいます。
オンライン診療	医師と患者の間において、情報通信機器を通して患者の診察および診断を行い、診断結果の伝達、処方等の診療行為をリアルタイムにより行うことをいいます。ただし、リアルタイムの視覚および聴覚の情報を含む情報通信手段による場合に限ります。なお、電話診療は含みません。
がん	特約に定めるがん（悪性新生物）をいい、上皮内新生物を含みます。
ギブス等	ギブス（キャスト）、ギブスシーネ、ギブスシャーレ、副子（シーネ、スプリント）固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBブレース（下腿骨折折後に装着したものにつき、骨癒合に至るまでの医師が装着を指示した期間が診断書上明確な場合に限ります。）、線副子等（上下顎を一体的に固定した場合に限ります。）およびハローベストをいいます。
競技等	競技、競争、興行 ^(※) または試運転をいいます。また、競技場におけるフリー走行など競技等に準ずるものを含みます。（※）いずれもそのための練習を含みます。
顎（かゝ）部症候群	いわゆる「むちうち症」をいいます。

次ページへつづく

前ページからのつづき

ケガ

急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害をいいます。
「急激」とは、「事故が突発的で、傷害発生までの過程において時間的間隔がないこと」を意味します。
「偶然」とは、「保険事故の原因または結果の発生が被保険者にとって予知できない、被保険者の意思に基づかないこと」を意味します。
「外来」とは、「保険事故の原因が被保険者の身体外部からの作用によること、身体に内在する疾病要因の作用でないこと」を意味します。
「傷害」には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に発生する中毒症状^(※)を含み、次のいずれかに該当するものを含みません。
①細菌性食中毒
②ウイルス性食中毒
(※) 継続的に吸入、吸収または摂取した結果発生する中毒症状を除きます。

後遺障害

治療^{*}の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。ただし、被保険者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの^{*}を除きます。

誤嚥(えん)

食物、吐物、唾液等が誤って気管内に入することをいいます。

再調達価額

損害が発生した時の発生した場所における保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに必要な金額をいいます。なお、再取得に必要な額は、被害物を購入したときの金額より低い金額となる場合があります。

自動車等

自動車または原動機付自転車をいいます。

支払限度日数

支払対象期間^{*}内において、支払いの限度となる日数をいい、それぞれについて、加入者証等記載の期間または日数とします。

適用される保険金の名称

・疾病入院保険金

・疾病通院保険金

支払対象期間

支払いの対象となる期間をいい、それぞれについて、加入者証等記載の期間または日数をいいます。なお、入院^{*}が中断している期間がある場合には、その期間を含む継続した期間をいいます。

適用される保険金の名称

・疾病入院保険金

・疾病通院保険金

修理費用

借用住宅を損害発生直前の状態に復旧するために必要な修理費用をいいます。

手術

次のいずれかに該当する診療行為をいいます。
① 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている診療行為^(※1)。ただし、創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術ならびに抜歯手術を除きます。また疾病手術保険金補償については鼻焼灼術(鼻粘膜、下甲粘膜)を除きます。
② 先進医療^{*}に該当する診療行為^(※2)
(※1) ①の診療行為には、歯科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても手術料の算定対象として列挙されているものを含みます。
(※2) ②の診療行為は、治療^{*}を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものに限ります。ただし、診断、検査等を直接の目的とした診療行為ならびに注射、点滴、全身的薬剤投与、局所的薬剤投与、放射線照射および温熱療法による診療行為を除きます。

乗用具

自動車等^{*}、モーターボート(水上オートバイを含みます。)、ゴーカート、スノーモービル、その他これらに類するものをいいます。

所定の部位

次のいずれかの部位(指、顔面等は含まれません。)をいいます。
・長管骨(上腕骨、橈骨、尺骨、大腿骨、脛骨および腓骨をいいます。以下同様とします。)または脊柱
・長管骨に接続する3大関節部分(肩関節、肘関節、手関節、股関節、膝関節および足関節をいいます。)
・肋骨または胸骨(鎖骨、肩甲骨は含まれません。)。ただし、体幹部を固定した場合に限ります。
・顎骨または顎関節。ただし、線副子等で上下顎を一体的に固定した場合に限ります。

親族

6親等内の血族、配偶者^{*}および3親等内の姻族をいいます。

診断確定

医師^{*}による病理組織学的所見^(※1)によってなされたものをいいます。
(注) 病理組織学的検査^(※2)が行われない場合には、病理組織学的検査^(※2)が行われなかった理由が明らかであり、その他の所見^(※3)による診断確定の根拠が合理的であると認められるときに限り、その他の所見^(※3)による診断確定も認めることがあります。
(※1) 病理組織学的所見とは、生検等をいいます。
(※2) 病理組織学的検査とは、生検等をいいます。
(※3) その他の所見とは、細胞学的検査、臨床検査等により認められる異常所見をいいます。

先進医療

手術^{*}または放射線治療^{*}を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に厚生労働大臣が定めるもの(先進医療ごとに別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。)をいいます。なお、先進医療の対象となる医療技術、医療機関および適応症等は、一般の保険診療への導入や承認取消等の事由によって、変動します。

その他の変乱

外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変をいいます。

治療

医師^{*}が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。

通院

病院もしくは診療所に通い、または往診、訪問診療もしくはオンライン診療^{*}により、治療^{*}を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領、医療相談等のためのものまたは医師等による受診勧奨は含みません。

溺水

水を吸引したことによる窒息をいいます。

入院

自宅等での治療^{*}が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師^{*}の管理下において治療に専念することをいいます。

配偶者

婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情(内縁関係)にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます。

発病

医師^{*}が診断^(※)した発病をいいます。ただし、先天性異常については、医師が診断したことによりはじめて発見されることをいいます。
(※) 人間ドックや定期健康診断での指摘を含みます。

病気

被保険者が被ったケガ^{*}以外の身体の障害をいいます。なお、被保険者が病気によって被ったケガについては、病気として取り扱います。

放射線治療

次のいずれかに該当する診療行為をいいます。
① 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為
② 先進医療^{*}に該当する放射線照射または温熱療法による診療行為
(注) ①の診療行為には、歯科診療報酬点数表に放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為を含みます。

保険価額

保険の対象に損害が発生した地および時における保険の対象の価額をいいます。

未婚

これまでに婚姻歴がないことをいいます。

免責金額

支払保険金の計算にあたって損害または費用の額から差し引く金額で、自己負担となる金額をいいます。

保険金をお支払いする主な場合・お支払いしない主な場合②

ゴルファー保険

※印を付した用語については、P20～21からの「※印の用語のご説明」をご覧ください。(各欄の初出時のみ※印を付しています)
 <団体総合生活補償保険(ゴルファープラン)>

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
ゴルファー賠償責任保険金 ★ゴルファー賠償責任保険特約	保険期間中のゴルフの練習中、競技中または指導中の偶然な事故により、被保険者(*)が他人の生命または身体を害したり、他人の物(他人から借りたり預かったりした物を除きます。)を壊したりして、法律上の損害賠償責任を負われた場合 (※)本人をいいます。ただし、本人が責任無能力者である場合は、親権者・法定監督義務者・監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(責任無能力者の6親等内の血族、配偶者*および3親等内の姻族に限ります。)を被保険者とし ます。	被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額 判決に より支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金 被保険者が損害賠償請求権者に対して損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その価額 － 免責金額*(0円) (注1)1回の事故につき、保険金額が限度となります。 (注2)損害賠償金額等の決定については、あらかじめ引受保険会社の承認を必要とします。 (注3)上記算式により計算した額とは別に、損害の発生または拡大を防止するために必要または有益であった費用、示談交渉費用、争訟費用等をお支払いします。 (注4)日本国内において発生した事故については、被保険者のお申出により、示談交渉をお引受けします。ただし、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担されない場合、損害賠償請求権者が同意されない場合、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額が保険金額を明らかに超える場合、正当な理由なく被保険者が協力を拒んだ場合、損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合には示談交渉を行うことができませんのでご注意ください。 (注5)補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の可否をご確認いただいたうえでご加入ください。	●保険契約者、被保険者またはこれらの方の法定代理人の故意による損害 ●他人から借りたり預かったりした物を壊したことによる損害賠償責任(ただし、ゴルフ場敷地内*におけるゴルフカートの損壊によって負担する損害賠償責任の場合は、保険金をお支払いします。) ●被保険者と同居する親族*に対する損害賠償責任 ●被保険者の使用人が業務従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任(ただし、被保険者がゴルフの補助者として使用するキャディに対する損害賠償責任の場合は、保険金をお支払いします。) ●第三者との損害賠償に関する約定によって加重された損害賠償責任 ●心神喪失に起因する損害賠償責任 ●被保険者または被保険者の指図による暴行、殴打による損害賠償責任 ●自動車等*の車両、船舶、航空機、銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任(ただし、ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートの所有、使用、または管理に起因する損害賠償責任の場合は、保険金をお支払いします。) ●戦争、その他の変乱*、暴動による損害 ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による損害 ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による損害 など
傷害死亡保険金 ★ゴルファー傷害補償特約	保険期間中のゴルフ場敷地内*におけるゴルフの練習中、競技中または指導中の事故によるケガ*のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合	傷害死亡・後遺障害保険金額の全額 (注1)傷害死亡保険金受取人(定めなかった場合は被保険者の法定相続人)にお支払いします。 (注2)既にお支払いした傷害後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした傷害後遺障害保険金の額を差し引いた額をお支払いします。	●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ* ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為によるケガ ●脳疾患、病気または心神喪失によるケガ ●妊娠、出産、早産または流産によるケガ ●引受保険会社が保険金を支払うべきケガの治療*以外の外科的手術その他の医療処置によるケガ ●戦争、その他の変乱*、暴動によるケガ(テロ行為によるケガは、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ ●核燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガ ●原因がいかなるときでも、頸(けい)部症候群*、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの* ●入浴中の溺水*(ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガによって発生した場合には、保険金をお支払いします。) ●原因がいかなるときでも、誤嚥(えん)*によって発生した肺炎 など (注)細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は、補償の対象にはなりません。
傷害後遺障害保険金 ★ゴルファー傷害補償特約	保険期間中のゴルフ場敷地内*におけるゴルフの練習中、競技中または指導中の事故によるケガ*のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害*が発生した場合	傷害死亡・後遺障害保険金額 × 約款所定の保険金支払割合(4%～100%) (注1)政府労災保険に準じた等級区分ごとに定められた保険金支払割合で、傷害後遺障害保険金をお支払いします。 (注2)被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療*を要する状態にある場合は、引受保険会社は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における医師*の診断に基づき後遺障害*の程度を認定して、傷害後遺障害保険金をお支払いします。 (注3)同一の部位に後遺障害を加重された場合は、既にあった後遺障害に対する保険金支払割合を控除して、保険金をお支払いします。 (注4)既にお支払いした傷害後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡・後遺障害 次ページへつづく	●保険契約者、被保険者またはこれらの方の法定代理人の故意による損害 ●他人から借りたり預かったりした物を壊したことによる損害賠償責任(ただし、ゴルフ場敷地内*におけるゴルフカートの損壊によって負担する損害賠償責任の場合は、保険金をお支払いします。) ●被保険者と同居する親族*に対する損害賠償責任 ●被保険者の使用人が業務従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任(ただし、被保険者がゴルフの補助者として使用するキャディに対する損害賠償責任の場合は、保険金をお支払いします。) ●第三者との損害賠償に関する約定によって加重された損害賠償責任 ●心神喪失に起因する損害賠償責任 ●被保険者または被保険者の指図による暴行、殴打による損害賠償責任 ●自動車等*の車両、船舶、航空機、銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任(ただし、ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートの所有、使用、または管理に起因する損害賠償責任の場合は、保険金をお支払いします。) ●戦争、その他の変乱*、暴動による損害 ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による損害 ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による損害 など

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
傷害後遺障害保険金 ★ゴルファー傷害補償特約		前ページからのつづき 保険金額から既にお支払いした傷害後遺障害保険金の額を差し引いた額が限度となります。また、保険期間を通じてお支払いする傷害後遺障害保険金は、傷害死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	(P17)の傷害死亡保険金・傷害後遺障害保険金と同じ
傷害入院保険金 ★ゴルファー傷害補償特約	保険期間中のゴルフ場敷地内*におけるゴルフの練習中、競技中または指導中の事故によるケガ*のため、入院*された場合(以下、この状態を「傷害入院」といいます。)	傷害入院保険金日額 × 傷害入院の日数 (注1)傷害入院の日数には以下の日数を含みません。 ・事故の発生の日からその日を含めて支払対象期間*(180日)が満了した日の翌日以降の傷害入院の日数 ・1事故に基づく傷害入院について、傷害入院保険金を支払うべき日数の合計が支払限度日数*(180日)に到達した日の翌日以降の傷害入院の日数 (注2)傷害入院保険金をお支払いする期間中にさらに傷害入院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ*を被った場合は、傷害入院保険金を重ねてはお支払いしません。	
傷害手術保険金 ★ゴルファー傷害補償特約	保険期間中のゴルフ場敷地内*におけるゴルフの練習中、競技中または指導中の事故によるケガ*の治療*のため、傷害入院保険金の支払対象期間*(180日)中に手術*を受けられた場合	1回の手術*について、次の額をお支払いします。 ①入院*中に受けた手術の場合 傷害入院保険金日額 × 10 ②①以外の手術の場合 傷害入院保険金日額 × 5 (注)次に該当する場合のお支払方法は下記のとおりとなります。 ①同一の日に複数回の手術を受けた場合 傷害手術保険金の額の高いいずれか1つの手術についてのみ保険金をお支払いします。 ②1回の手術を2日以上にわたって受けた場合 その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとします。 ③医科診療報酬点数表に手術料が1日につき算定されるものとして定められている手術に該当する場合 その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとします。 ④医科診療報酬点数表において、一連の治療*過程で複数回実施しても手術料が1回のみ算定されるものとして定められている区分番号に該当する手術について、被保険者が同一の区分番号に該当する手術を複数回受けた場合 その手術に対して傷害手術保険金が支払われることとなった直前の手術を受けた日からその日を含めて14日以内に受けた手術に対しては、保険金をお支払いしません。	
傷害通院保険金 ★ゴルファー傷害補償特約	保険期間中のゴルフ場敷地内*におけるゴルフの練習中、競技中または指導中の事故によるケガ*のため、通院*された場合(以下、この状態を「傷害通院」といいます。) (注)傷害通院の日数には、通院されない場合で、所定の部位*を固定するために医師*の指示によりギプス等*を常時装着したときには、その装着日数を含みます。ただし、医師*の指示による固定(*)であること、かつ、診断書、診療報酬明細書等から所定の部位をギプス等の装着により固定していることが確認できる場合に限ります。 (※)診断書または医師の意見書に固定に関する記載がある場合に限ります。	傷害通院保険金日額 × 傷害通院の日数 (注1)傷害通院の日数には以下の日数を含みません。 ・事故の発生の日からその日を含めて支払対象期間*(180日)が満了した日の翌日以降の傷害通院の日数 ・1事故に基づく傷害通院について、傷害通院保険金を支払うべき日数の合計が支払限度日数*(90日)に到達した日の翌日以降の傷害通院の日数 (注2)傷害入院保険金をお支払いする期間中に傷害通院された場合は、傷害通院保険金をお支払いしません。 (注3)傷害通院保険金をお支払いする期間中にさらに傷害通院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ*を被った場合は、傷害通院保険金を重ねてはお支払いしません。	

保険金をお支払いする主な場合・お支払いしない主な場合②

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合						
ゴルフ用品保険金 ★ゴルフ用品補償特約	保険期間中のゴルフ場敷地内*におけるゴルフ用品(*)の盗難またはゴルフクラブの破損・曲損事故が起きた場合 (注１)自宅駐車場等、ゴルフ場敷地内以外の場所での盗難および破損・曲損事故に対しては保険金をお支払いしません。また、ゴルフボールの盗難については、他のゴルフ用品の盗難と同時に発生した場合に限り保険金をお支払いします。 (注２)ゴルフクラブ以外のゴルフ用品の破損・曲損に対しては保険金をお支払いしません。 (*)「ゴルフ用品」とは、被保険者が所有するゴルフクラブ、ゴルフボールその他のゴルフ用に設計された物および被服類ならびにそれらを収容するバッグ類をいいます。ただし、ゴルフ用に設計された物であっても時計、宝石、貴金属、財布、ハンドバッグ等の携行品は、含みません。	損害の額(被害物の修理費または時価額*のいずれか低い方が限度となります。) (注１)保険金のお支払額は、保険期間を通じて、保険金額が限度となります。 (注２)修理によって被害物の価額が増加したときには、その増加額(被害物が現に使用されている場合であって、十分な維持・保守管理が行われているときは、その被害物の再調達価額の５０％に相当する額を限度とします。ただし、被害物が現に使用されていない場合または十分な維持・保守管理が行われていない場合は、その被害物の再調達価額の９０％に相当する額を限度とします。)、および修理に伴って発生した残存物がある場合は、その価額を差し引いてお支払いします。 (注３)補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)*が他にある場合、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。	●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による損害 ●被保険者と同居する親族*の故意による損害 ●ゴルフ用品の自然の消耗、劣化、性質による変色・さび・かび・腐敗・ひび割れ・はがれ・発酵・自然発熱、ねずみ食い、虫食い、欠陥による損害 ●ゴルフ用品の平常の使用または管理において通常発生し得るすり傷、かき傷、塗装のはがれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷、またはゴルフ用品の汚損であって、ゴルフ用品が有する機能の喪失または低下を伴わない損害(ただし、ゴルフ用品の盗難によって発生した損害の場合は、保険金をお支払いします。)* ●ゴルフ用品の置き忘れまたは紛失による損害 ●戦争、その他の変乱*、暴動による損害(テロ行為による損害は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。)* ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による損害 ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による損害 ●被保険者または被保険者側に属する方の労働争議に伴う暴力行為または破壊行為 ●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方(これらの方の法定代理人を含みます。)*の使用人もしくは同居の親族が単独で、または第三者と共謀して行った窃盗、強盗、背任その他の不誠実行為(ただし、火災または破裂・爆発によって発生した損害の場合は、保険金をお支払いします。)* など						
ホールインワン・アルバトロス費用保険金 ★ホールインワン・アルバトロス費用補償特約 (団体総合生活補償保険用)	日本国内のゴルフ場*において被保険者が達成した次のホールインワン*またはアルバトロス*について、達成のお祝いとして実際にかかった費用をお支払いします。 ①次表に掲げるホールインワンまたはアルバトロス <table><tr><th>区分</th><th>目撃者</th></tr><tr><td>以外の競技場</td><td>次のアおよびイの両方が目撃*したホールインワンまたはアルバトロス ア. 同伴競技者* イ. 同伴競技者以外の第三者(同伴キャディ*等。具体的には下枠記載の方をいいます。)*</td></tr><tr><td>場合</td><td>次のアまたはイのいずれかが目撃したホールインワンまたはアルバトロス ア. 同伴競技者 イ. 同伴競技者以外の第三者(同伴キャディ*等。具体的には下枠記載の方をいいます。)*</td></tr></table> 同伴キャディ、ゴルフ場使用人、ゴルフ場内の売店運営業者、ワン・オン・イベント業者、先行・後続のパーティのプレイヤー、公式競技参加者、公式競技の競技委員、ゴルフ場に入出りする造園業者・工事業者 など	区分	目撃者	以外の競技場	次のアおよびイの両方が目撃*したホールインワンまたはアルバトロス ア. 同伴競技者* イ. 同伴競技者以外の第三者(同伴キャディ*等。具体的には下枠記載の方をいいます。)*	場合	次のアまたはイのいずれかが目撃したホールインワンまたはアルバトロス ア. 同伴競技者 イ. 同伴競技者以外の第三者(同伴キャディ*等。具体的には下枠記載の方をいいます。)*	次の費用のうち実際に支出した額 ア. 贈呈用記念品購入費用(*１) イ. 祝賀会に要する費用 ウ. ゴルフ場*に対する記念植樹費用 エ. 同伴キャディ*に対する祝儀 オ. その他慣習として負担することが適当な社会貢献、自然保護(*２)またはゴルフ競技発展に役立つ各種費用、ゴルフ場の使用人に対する謝礼費用、記念植樹を認めないゴルフ場においてホールインワン*またはアルバトロス*を記念して作成するモニュメント等の費用(ただし、保険金額の１０％が限度となります。)* (注１)保険金のお支払額は、１回のホールインワン*またはアルバトロス*ごとにホールインワン・アルバトロス費用保険金額が限度となります。 (注２)ホールインワン・アルバトロス費用を補償する保険を複数(引受保険会社、他の保険会社を問いません。)*ご加入の場合、ホールインワン・アルバトロス費用保険金のお支払額は単純に合算されず、最も高い保険金額が限度となります。 (注３)補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)*が他にある場合、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。 (注４)保険金のご請求には、引受保険会社所定のホールインワン・アルバトロス証明書および各種費用の支払いを証明する領収書等の提出が必要となります。 (*１)贈呈用記念品には、貨幣、紙幣、有価証券、商品券等の物品切手、プリペイドカードは含まれません。ただし、被	●日本国外で達成したホールインワン*またはアルバトロス* ●ゴルフ場*の経営者が、その経営するゴルフ場で達成したホールインワンまたはアルバトロス ●ゴルフ場の使用人(*)*が実際に働いているゴルフ場で達成したホールインワンまたはアルバトロス など (*)「ゴルフ場の使用人」には、臨時雇いを含みます。)
区分	目撃者								
以外の競技場	次のアおよびイの両方が目撃*したホールインワンまたはアルバトロス ア. 同伴競技者* イ. 同伴競技者以外の第三者(同伴キャディ*等。具体的には下枠記載の方をいいます。)*								
場合	次のアまたはイのいずれかが目撃したホールインワンまたはアルバトロス ア. 同伴競技者 イ. 同伴競技者以外の第三者(同伴キャディ*等。具体的には下枠記載の方をいいます。)*								

次ページへつづく

次ページへつづく

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合	
ホールインワン・アルバトロス費用保険金 ★ホールインワン・アルバトロス費用補償特約 (団体総合生活補償保険用)	前ページからのつづき ②達成証明資料(* ¹⁾)によりその達成を客観的に証明できるホールインワンまたはアルバトロスは、 なお、対象となるホールインワンまたはアルバトロスは、 ●アマチュアゴルファーが、ゴルフ場で、パー35以上の9ホールを正規にラウンドし、 ●1名以上の同伴競技者と共に(公式競技の場合は同伴競技者は不要です。)プレー中のホールインワンまたはアルバトロスで、 ●その達成および目撃証明を引受保険会社所定のホールインワン・アルバトロス証明書(* ²⁾)により証明できるものに限ります。 (注)この特約は、ゴルフの競技または指導を職業としている方が被保険者となる場合にはセットすることができません。 (*1)「達成証明資料」とは、ビデオ映像等によりホールインワンまたはアルバトロスの達成を客観的に確認できる記録媒体に記録された映像等資料をいいます。 (*2)「引受保険会社所定のホールインワン・アルバトロス証明書」には次のすべての方の署名または記名・押印が必要です。	前ページからのつづき 保険者が達成を記念して特に作成したプリペイドカードは贈呈用記念品に含みます。 (*2)自然保護には、公益社団法人ゴルフ緑化促進会への寄付をご希望される場合などを含みます。		
	区分	署名または記名・押印が必要な方		
	以外の競技場	ア. 同伴競技者 イ. 同伴競技者以外のホールインワンまたはアルバトロスの達成を目撃した第三者(達成証明資料がある場合は不要です) ウ. ゴルフ場の支配人、責任者またはその業務を代行もしくは行使する権限を有する者		
	場合	ア. 同伴競技者または同伴競技者以外のホールインワンまたはアルバトロスの達成を目撃した第三者(達成証明資料がある場合は不要です) イ. ゴルフ場の支配人、責任者またはその業務を代行もしくは行使する権限を有する者		
【特約の説明】				
セットする特約		特約の説明		
条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約 (自動セット)		保険金をお支払いしない場合のうち「戦争、その他の変乱*、暴動」については、テロ行為はお支払いの対象となります。テロ行為とは、政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。		
【※印の用語のご説明】				
用語		ご説明		
アルバトロス		ホールインワン※以外で、各ホールの基準打数よりも3つ少ない打数でカップインすることをいいます。		
医学的他覚所見のないもの		被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、脳波所見、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。		
医師		被保険者以外の医師をいいます。		
オンライン診療		医師と患者の間において、情報通信機器を通して患者の診察および診断を行い、診断結果の伝達、処方等の診療行為をリアルタイムにより行うことをいいます。ただし、リアルタイムの視覚および聴覚の情報を含む情報通信手段による場合に限ります。なお、電話診療は含みません。		
ギブス等		ギブス(キャスト)、ギブスシーネ、ギブスシャーレ、副子(シーネ、スプリント)固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBブレース(下腿骨骨折後に装着したものにつき、骨癒合に至るまでの医師が装着を指示した期間が診断書上明確な場合に限ります。)、線副子等(上下顎を一体的に固定した場合に限ります。)、およびハローベストをいいます。		
頸(けい)部症候群		いわゆる「むちうち症」をいいます。		
ケガ		急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害をいいます。 「急激」とは、「事故が突発的で、傷害発生までの過程において時間的間隔がないこと」を意味します。 「偶然」とは、「保険事故の原因または結果の発生が被保険者にとって予知できない、被保険者の意思に基づかないこと」を意味します。 「外来」とは、「保険事故の原因が被保険者の身体外部からの作用によること、身体に内在する疾病要因の作用でないこと」を意味します。 「傷害」には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に発生する中毒症状(*)を含み、次のいずれかに該当するものを含みません。 ①細菌性食中毒 ②ウイルス性食中毒 (*)継続的に吸入、吸収または摂取した結果発生する中毒症状を除きます。		

次ページへつづく

重要事項のご説明①(1) SK保険(傷害補償)

注意喚起情報のご説明(団体総合生活補償保険(標準型))

- ご加入に際して被保険者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。
- 申込人と被保険者(補償の対象者)が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。
- この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は、普通保険約款・特約等によって定まります。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。
- 契約取扱者が代理店または社員の場合は、引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

1.クーリングオフ説明書(ご契約のお申込みの撤回等)

この保険は日本たばこ産業株式会社が保険契約者となる団体契約であることからクーリングオフの対象となりません。

2.告知義務・通知義務等

(1)告知義務(ご加入時にお申出いただく事項)

- 被保険者(補償の対象者)には、告知義務があり、代理店・扱者には告知受領権があります。告知義務とは、ご加入時に告知事項について、事実を正確に知らせる義務のことです。
- 告知事項とは、危険に関する重要な事項として引受保険会社が告知を求めるもので、加入申込票に記載された内容のうち、「※」印がついている項目のことです。この項目について、故意または重大な過失によって告知がなかった場合や告知した事項が事実と異なる場合には、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。加入申込票の記載内容を必ずご確認ください。

【告知事項】

- ①被保険者(*)の「職業・職務」
(*)家族型の場合、「被保険者ご本人」と読み替えます。
- ②他の保険契約等(*)に関する情報
(*)同種の危険を補償する他の保険契約等で、団体総合生活補償保険、普通傷害保険等をいい、いずれも積立保険を含みます。また、他の保険会社等における契約、共済契約、生命保険契約等を含みます。

(2)通知義務等(ご加入後にご連絡いただく事項)

- ご加入後、被保険者に次の事実が発生した場合は、遅滞なくご加入の代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。ご連絡がない場合、保険金を削減してお支払いすることがありますので、十分ご注意ください。
 - 【通知事項】
 - ①職業・職務を変更した場合
 - ②新たに職業に就いた場合
 - ③職業をやめた場合
- また、上記①または②のいずれかにおいて、下記の＜ご契約の引受範囲外＞に該当した場合は、ご契約を解約していただくか、引受保険会社からご契約を解除します。

＜ご契約の引受範囲＞
下記以外の職業
＜ご契約の引受範囲外＞
オートテスター(テストライダー)、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手(競輪選手)、モーターボート(水上オートバイを含みます。)、競争選手、猛獣取扱者(動物園の飼育係を含みます。)、プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手(レフリーを含みます。)、力士
その他これらと同程度またはそれ以上の危険な職業

- ご加入後、申込人の住所などを変更される場合は、ご契約内容の変更等が必要となります。ただちに代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。

(3)その他の注意事項

- 同種の危険を補償する他の保険契約等(*)で、過去3年以内に合計して5万円以上保険金を請求または受領されたことがある場合は、加入申込票の保険金請求歴欄にその内容を必ず記入してください。
- (*)「同種の危険を補償する他の保険契約等」とは、団体総合生活補償保険、普通傷害保険等をいい、いずれも積立保険を含みます。また、他の保険会社等における契約、共済契約等を含みます。

■保険金受取人について

保険金受取人	傷害死亡保険金	・傷害死亡保険金は、特に傷害死亡保険金受取人を定めなかった場合には、被保険者の法定相続人にお支払いします。なお、法定相続人とは民法で定められた被相続人の財産を相続できる人をいい、法律上の婚姻関係にない配偶者を含みません。 (注)傷害死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に定める場合、被保険者の同意を確認するための署名などをいただきます。なおこの場合、保険契約者と被保険者が異なるご契約を被保険者の同意のないままにご契約されていたときは、保険契約が無効となります。また、ご契約後に傷害死亡保険金受取人を変更する場合も、被保険者の同意を確認するための署名などをいただきます。
	上記以外	・普通保険約款・特約に定めております。

- 被保険者が保険契約者以外の方である場合に、次のいずれかに該当するときは、被保険者は保険契約者にこの保険契約(*)の解約を求めることができます。この場合、保険契約者はこの保険契約(*)を解約しなければなりません。
 - ①この保険契約(*)の被保険者となることについて、同意していなかった場合
 - ②保険契約者または保険金を受け取るべき方に、次のいずれかに該当する行為があった場合
 - ・引受保険会社に保険金を支払わせることを目的としてケガ等が発生させ、または発生させようとしたこと。
 - ・保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
 - ③保険契約者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当する場合
 - ④他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。
 - ⑤②～④の場合と同程度に被保険者の信頼を損ない、この保険契約(*)の存続を困難とする重大な事由が発生させた場合
 - ⑥保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了等により、この保険契約(*)の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があった場合

- また、①の場合は、被保険者が引受保険会社に解約を求めることができます。その際は被保険者であることの証明書類等の提出が必要となります。(注)家族型においては、被保険者ご本人から解約請求があった場合、または被保険者ご本人による引受保険会社への解約請求があった場合には、保険契約者は次のa.またはb.いずれかのことを行わなければなりません。ただし、この保険契約において、その被保険者ご本人が傷害後遺障害保険金の支払いを受けていた場合にはb.によるものとします。
 - a. 家族のうち新たに本人となる方の同意を得て、本人をその方に変更すること。
 - b. この保険契約(*)を解約すること

- (*)保険契約
その被保険者に係る部分に限ります。

■複数のご契約があるお客さまへ

次の特約等をセットする場合、補償内容が同様の保険契約(団体総合生活補償保険以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。))が他にあるときは、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご加入ください。

(注)複数あるご契約のうち、これらの特約を1つのご契約のみにセットしている場合、ご加入を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外となったとき等は、特約の補償がなくなることがありますのでご注意ください。

＜補償が重複する可能性のある主な特約＞

今回ご加入いただく補償	補償の重複が発生する他の保険契約の例
団体総合生活補償保険(標準型) 日常生活賠償特約	自動車保険 日常生活賠償特約 火災保険 日常生活賠償特約

3.補償の開始時期

始期日の午後4時に補償を開始します。保険料は、本パンフレット裏表紙記載の方法により払込みください。本パンフレット裏表紙記載の方法により保険料を払込みいただけない場合には、保険期間が始まった後であっても、保険金をお支払いしません。

4.保険金をお支払いしない主な場合(主な免責事由)等

(1)保険金をお支払いしない主な場合

本パンフレットP9～11、P14～16をご参照ください。なお、保険金を支払わない場合の詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されておりますのでご確認ください。

(2)重大事由による解除

- 次のことがある場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。
 - ①保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、引受保険会社に保険金を支払わせることを目的としてケガ等が発生させ、または発生させようとしたこと。
 - ②被保険者または保険金を受け取るべき方が、保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
 - ③保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと。
 - ④他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。
 - ⑤上記のほか、①～④と同程度に引受保険会社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由が発生させたこと。

5.保険料の払込猶予期間等の取扱い

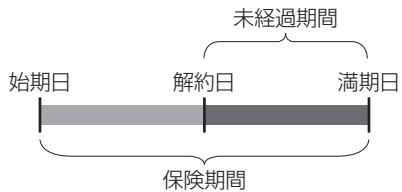
- (1)保険料は、本パンフレット裏表紙記載の方法により払込みください。本パンフレット裏表紙記載の方法により保険料を払込みいただけない場合には、保険金をお支払いできないことがあります。また、ご契約を解除させていただくことがあります。
- (2)分割払の場合で、保険金をお支払いする場合が発生し、保険金を支払うことにより契約の全部または一部が失効(または終了)したときには、未払込みの分割保険料を請求させていただくことがあります。

6.失効について

ご加入後に、被保険者(家族型においては被保険者全員)が死亡された場合には、この保険契約は失効となります。なお、傷害死亡保険金をお支払いする場合に該当しない事由の死亡による失効のときは、未経過期間分の保険料を返還します。

7.解約と解約返れい金

- ご加入を途中で脱退(解約)される場合は、ご加入の代理店・扱者または引受保険会社までお申出ください。
- ・脱退(解約)日から満期日までの期間に応じて、解約返れい金を返還させていただきます。ただし、解約返れい金は原則として未経過期間分よりも少なくなります。
- ・始期日から脱退(解約)日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料について、追加のご請求をさせていただくことがあります。



8.保険会社破綻時等の取扱い

本パンフレットP33をご参照ください。

9.個人情報の取扱いについて

本パンフレットP34をご参照ください。

この保険商品に関するお問合わせは

【代理店・扱者】銀泉株式会社 JTグループ担当
0120-621-625(無料)

三井住友海上へのご相談・苦情・お問い合わせは

「三井住友海上お客さまデスク」

0120-632-277 (無料)

「チャットサポートなどの各種サービス」

<https://www.ms-ins.com/contact/cc/>

こちらからアクセスできます。➡



万一、事故が起こった場合は

遅滞なく代理店・扱者または下記にご連絡ください。

24時間365日事故受付サービス「三井住友海上事故受付センター」

0120-258-189 (無料)

事故は いち早く

事故の連絡は、インターネット事故受付が簡単・便利です。

「インターネット事故受付サービス」

こちらからアクセスできます。➡



指定紛争解決機関

引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター

【ナビダイヤル(全国共通・通話料有料)】0570-022-808

・受付時間

[平日 9:15～17:00(土日・祝日および年末年始を除きます)]

・携帯電話からも利用できます。

IP電話からは03-4332-5241におかけください。

・おかけ間違いにご注意ください。

・詳細は、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。

<https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/index.html>

重要事項のご説明①(2) SK保険(病気補償)

契約概要のご説明(団体総合生活補償保険(MS&AD型))

- ご加入に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。
- 申込人と被保険者(補償の対象者)が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。
- この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は、普通保険約款・特約等によって定まります。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。
- 契約取扱者が代理店または社員の場合は、引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

1. 商品の仕組みおよび引受条件等

(1) 商品の仕組み

この保険は、被保険者(補償の対象者)が病気になられた場合(疾病補償特約等をセットした場合)等に保険金をお支払いします。なお、被保険者としてご加入いただける方および被保険者の範囲は次のとおりです。

加入セット	被保険者の範囲 (○:被保険者の対象)
	本人(*)
個人型	○

主な特約	特約固有の被保険者の範囲
疾病補償特約	本人(*)のうち、次のすべてに該当する方 ・保険期間の開始時点で生後15日以上満89才以下の方 ・健康に関する告知の結果、ご加入できると判定された方
がん診断保険金補償 (待機期間不設定型)特約	
先進医療費用保険金 補償特約	

(*)加入申込票の被保険者ご本人欄記載の方をいいます。

(2) 補償内容

保険金をお支払いする場合は本パンフレットP12～16のとおりです。詳細は普通保険約款・特約に基づきます。

① 保険金をお支払いする場合(支払事由)と保険金のお支払額

本パンフレットP12～16をご参照ください。

② 保険金をお支払いしない主な場合(主な免責事由)

本パンフレットP12～16をご参照ください。なお、詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されております。

(3) セットできる主な特約およびその概要

本パンフレットP12～16をご参照ください。特約の内容の詳細は普通保険約款・特約に基づきます。

(4) 保険期間

この保険の保険期間は、1年間です。お客さまが実際にご加入いただく保険期間については、加入申込票の保険期間欄にてご確認ください。

(5) 引受条件

お客さまが実際にご加入いただく保険金額につきましては、本パンフレットP5～6の保険金額欄および加入申込票、普通保険約款・特約等にてご確認ください。ご加入いただく保険金額につきましては、次の点にご注意ください。

- ・保険金額は被保険者(補償の対象者)の方の年令・年収などに照らして適正な金額となるように設定してください。場合により、お引受けできない保険金額・ご加入条件等もありますのであらかじめご承知おきください。
- ・保険金額は、高額療養費制度等の公的保険制度を踏まえて設定してください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ(<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>)等をご確認ください。

2. 保険料

保険料は保険金額・被保険者(補償の対象者)の方の年令・保険期間等によって決定されます。お客さまが実際にご加入いただく保険料につきましては加入申込票の保険料欄にてご確認ください。

3. 保険料の払込方法について

本パンフレット裏表紙をご参照ください。分割払の場合には、払込回数により、保険料が割増となっています。

4. 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

5. 解約返れい金の有無

ご加入の脱退(解約)に際しては、ご加入時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還します。始期日から解約日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料の払込状況により追加の保険料をご請求する場合があります。追加で請求したにもかかわらず、その払込みがない場合は、ご契約を解除することがあります。「注意喚起情報のご説明」の「7. 解約と解約返れい金」をご参照ください。

注意喚起情報のご説明(団体総合生活補償保険(MS&AD型))

- ご加入に際して被保険者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。
- 申込人と被保険者(補償の対象者)が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。
- この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は、普通保険約款・特約等によって定まります。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。
- 契約取扱者が代理店または社員の場合は、引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

1. クーリングオフ説明書(ご契約のお申込みの撤回等)

この保険は日本たばこ産業株式会社が保険契約者となる団体契約であることからクーリングオフの対象となりません。

2. 告知義務等

(1) 告知義務(ご加入時にお申出いただく事項)

■被保険者(補償の対象者)には、告知義務があり、代理店・扱者には告知受領権があります。告知義務とは、ご加入時に告知事項について、事実を正確に知らせる義務のことです。

■告知事項とは、危険に関する重要な事項として引受保険会社が告知を求めるもので、加入申込票に記載された内容のうち、「※」印がついている項目のことです。この項目について、故意または重大な過失によって告知がなかった場合や告知した事項が事実と異なる場合には、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。加入申込票の記載内容を必ずご確認ください。

【告知事項】

① 他の保険契約等(*)に関する情報

(*)同種の危険を補償する他の保険契約等で、団体総合生活補償保険、普通傷害保険等をいい、いずれも積立保険を含みます。また、他の保険会社等における契約、共済契約、生命保険契約等を含みます。

② 被保険者の「生年月日」「年令」

③ 被保険者の健康に関する告知

(注)告知事項の回答にあたっては、「健康状況告知書ご記入のご案内」をご覧ください。

(2) その他の注意事項

■同種の危険を補償する他の保険契約等(*)で、過去3年以内に合計して5万円以上保険金を請求または受領されたことがある場合は、加入申込票の保険金請求歴欄にその内容を必ず記入してください。

(*)「同種の危険を補償する他の保険契約等」とは、団体総合生活補償保険、普通傷害保険等をいい、いずれも積立保険を含みます。また、他の保険会社等における契約、共済契約等を含みます。

■保険金受取人について

普通保険約款・特約に定めております。

■ご加入後、申込人の住所などを変更される場合は、ご契約内容の変更等が必要となります。ただちに代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。

■被保険者が保険契約者以外の方である場合に、次のいずれかに該当するときは、被保険者は保険契約者にこの保険契約(*)の解約を求めることができます。この場合、保険契約者はこの保険契約(*)を解約しなければなりません。

- ①この保険契約(*)の被保険者となることについて、同意していなかったとき
- ②保険契約者または保険金を受け取るべき方に、次のいずれかに該当する行為があったとき
 - ・引受保険会社に保険金を支払わせることを目的としてケガや病気等を発生させ、または発生させようとしたこと。
 - ・保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③保険契約者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当するとき
- ④他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。
- ⑤②～④の場合と同程度に被保険者の信頼を損ない、この保険契約(*)の存続を困難とする重大な事由を発生させたとき
- ⑥保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了等により、この保険契約(*)の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があったとき

また、①の場合は、被保険者が引受保険会社に解約を求めることができます。その際は被保険者であることの証明書類等の提出が必要となります。

(*)保険契約

その被保険者に係る部分に限ります。

3. 補償の開始時期

始期日の午後4時に補償を開始します。保険料は、本パンフレット裏表紙記載の方法により払込みください。本パンフレット裏表紙記載の方法により保険料を払込みいただけない場合には、保険期間が始まった後であっても、保険金をお支払いしません。

4. 保険金をお支払いしない主な場合(主な免責事由)等

(1) 保険金をお支払いしない主な場合

本パンフレットP12～16をご参照ください。なお、保険金を支払わない場合の詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されておりますのでご確認ください。

(2) 重大事由による解除

次のことがある場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

- ①保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、引受保険会社に保険金を支払わせることを目的としてケガや病気等を発生させ、または発生させようとしたこと。
- ②被保険者または保険金を受け取るべき方が、保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと。
- ④他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。
- ⑤上記のほか、①～④と同程度に引受保険会社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を発生させたこと。

5. 保険料の払込猶予期間等の取扱い

(1)保険料は、本パンフレット裏表紙記載の方法により払込みください。本パンフレット裏表紙記載の方法により保険料を払込みいただけない場合には、保険金をお支払いできないことがあります。また、ご契約を解除させていただくことがあります。

(2)分割払の場合で、保険金をお支払いする場合は発生し、保険金を支払うことにより契約の全部または一部が失効(または終了)したときには、未払込みの分割保険料を請求させていただくことがあります。

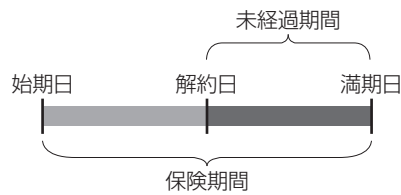
6. 失効について

ご加入後に、被保険者が死亡された場合には、この保険契約は失効となります。なお、未経過期間分の保険料を返還します。

7. 解約と解約返れい金

ご加入を途中で脱退(解約)される場合は、ご加入の代理店・扱者または引受保険会社までお申出ください。

- ・脱退(解約)日から満期日までの期間に応じて、解約返れい金を返還させていただきます。ただし、解約返れい金は原則として未経過期間分よりも少なくなります。
- ・始期日から脱退(解約)日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料について、追加のご請求をさせていただくことがあります。



8. 保険会社破綻時等の取扱い

本パンフレットP33をご参照ください。

9. 個人情報の取扱いについて

本パンフレットP34をご参照ください。

重要事項のご説明①(2) SK保険(病気補償)

10.「現在のご契約の解約・減額を前提とした新たなご契約」のご注意

現在のご契約について解約、減額などの契約内容の変更をされる場合には、被保険者にとって不利益となるときがあります。また、新たにお申込みの保険契約についても制限を受ける場合があります。

(1)現在のご契約について解約、減額などをされる場合の不利益事項

- ①多くの場合、現在のご契約の解約返れい金は払込みいただいた保険料の合計額よりも少ない金額となります。特にご契約後短期間で解約された場合の解約返れい金はまったくないか、あってもごくわずかです。
- ②一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権を失うことがあります。

(2)新たな保険契約(団体総合生活補償保険(MS&AD型))をお申込みされる場合のご注意事項

- ①新たにお申込みの保険契約については、被保険者の健康状況などによりご加入をお引受けできない場合があります。
- ②新たにお申込みの保険契約については、その保険契約の保険期間の開始日より前に発生している病気やケガ等に対しては保険金をお支払いできないことがあります。
- ③新たにお申込みの保険契約については、現在のご契約と商品内容が異なることがあります。新たな保険契約にご加入された場合、新たな保険契約の始期日における被保険者の年齢により計算された保険料が適用されるとともに、新たな保険契約の普通保険約款・特約が適用されます。
- ④新たにお申込みの保険契約については、保険料計算の基礎となる予定利率・予定死亡率等が解約・減額される契約と異なることがあります。

この保険商品に関するお問合わせは

【代理店・扱者】銀泉株式会社 JTグループ担当

0120-621-625(無料)

三井住友海上へのご相談・苦情・お問合わせは

「三井住友海上お客さまデスク」

0120-632-277 (無料)

「チャットサポートなどの各種サービス」
https://www.ms-ins.com/contact/cc/
こちらからアクセスできます。➡



万一、事故が起こった場合は

遅滞なく代理店・扱者または下記にご連絡ください。

24時間365日事故受付サービス「三井住友海上事故受付センター」

0120-258-189 (無料)

事故は いち早く

事故の連絡は、インターネット事故受付が簡単・便利です。

「インターネット事故受付サービス」



こちらからアクセスできます。

指定紛争解決機関

引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター

(ナビダイヤル(全国共通・通話料有料)) 0570-022-808

・受付時間
[平日 9:15~17:00(土日・祝日および年末年始を除きます)]

・携帯電話からも利用できます。

IP電話からは03-4332-5241におかけください。

・おかけ間違いにご注意ください。

・詳細は、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。

https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/index.html

重要事項のご説明② ゴルファー保険

契約概要のご説明(団体総合生活補償保険(ゴルファープラン))

- ご加入に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。
- 申込人と被保険者(補償の対象者)が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。
- この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は、普通保険約款・特約等によって定まります。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。
- 契約取扱者が代理店または社員の場合は、引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

1.商品の仕組みおよび引受条件等

(1)商品の仕組み

この保険は、被保険者(補償の対象者)が法律上の損害賠償責任を負われた場合等に保険金をお支払いします。なお、被保険者の範囲は次のとおりです。

主な特約	被保険者の範囲
ゴルファー賠償責任保険特約	(a)本人(*1) (b)本人(*1)が責任無能力者である場合は、その方の親権者、その他の法定監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(*2)。ただし、その責任無能力者に関する事故に限ります。
ゴルフ用品補償特約	本人(*1)のみが被保険者となります。
ゴルファー傷害補償特約	
ホールインワン・アルバトロス費用補償特約(団体総合生活補償保険用)	

- (*1)加入申込票の被保険者ご本人欄記載の方をいいます。
- (*2)監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方は、責任無能力者の6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族に限ります。

(2)補償内容

保険金をお支払いする場合は本パンフレットP17~21のとおりです。

詳細は普通保険約款・特約に基づきます。

- ①保険金をお支払いする場合(支払事由)と保険金のお支払額
本パンフレットP17~21をご参照ください。
- ②保険金をお支払いしない主な場合(主な免責事由)
本パンフレットP17~21をご参照ください。なお、詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されております。

(3)セットできる主な特約およびその概要

本パンフレットP17~21をご参照ください。特約の内容の詳細は普通保険約款・特約に基づきます。

(4)保険期間

この保険の保険期間は、1年間です。お客さまが実際にご加入いただく保険期間については、加入申込票の保険期間欄にてご確認ください。

(5)引受条件

お客さまが実際にご加入いただく保険金額につきましては、本パンフレットP7~8の保険金額欄および加入申込票、普通保険約款・特約等にてご確認ください。

ご加入いただく保険金額につきましては、次の点にご注意ください。

- ・保険金額は被保険者(補償の対象者)の方の年齢・年収などに照らして適正な金額となるように設定してください。場合により、お引受けできない保険金額・ご加入条件等もありますのであらかじめご承知おきください。
- ・保険金額は、高額療養費制度等の公的保険制度を踏まえて設定してください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ(<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>)等をご確認ください。

2.保険料

保険料は保険金額・保険期間等によって決定されます。お客さまが実際にご加入いただく保険料につきましては、加入申込票の保険料欄にてご確認ください。

3.保険料の払込方法について

本パンフレット裏表紙をご参照ください。

4.満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

5.解約返れい金の有無

ご加入の脱退(解約)に際しては、ご加入時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還します。始期日から解約日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料の払込状況により追加の保険料をご請求する場合があります。追加で請求したにもかかわらず、その払込みがない場合は、ご契約を解除することがあります。「注意喚起情報のご説明」の「7.解約と解約返れい金」をご参照ください。

重要事項のご説明② ゴルファー保険

注意喚起情報のご説明（団体総合生活補償保険（ゴルファープラン））

- ご加入に際して被保険者にとって不利益になる事項等、特にご注意ください事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。
- 申込人と被保険者（補償の対象者）が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。
- この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は、普通保険約款・特約によって定まります。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。
- 契約取扱者が代理店または社員の場合は、引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

1. クーリングオフ説明書（ご契約のお申込みの撤回等）

この保険は日本たばこ産業株式会社が保険契約者となる団体契約であることからクーリングオフの対象となりません。

2. 告知義務等

（1）告知義務（ご加入時にお申しいただく事項）

- 被保険者（補償の対象者）には、告知義務があり、代理店・扱者には告知受領権があります。告知義務とは、ご加入時に告知事項について、事実を正確に知らせる義務のことです。
- 告知事項とは、危険に関する重要な事項として引受保険会社が告知を求めるもので、加入申込票に記載された内容のうち、「※」印がついている項目のことです。この項目について、故意または重大な過失によって告知がなかった場合や告知した事項が事実と異なる場合には、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。加入申込票の記載内容を必ずご確認ください。

【告知事項】

- ・他の保険契約等（*）に関する情報
- （*）同種の危険を補償する他の保険契約等で、ゴルファー保険、個人賠償責任保険、団体総合生活補償保険等をいい、いずれも積立保険を含みます。また、他の保険会社等における契約、共済契約、生命保険契約等を含みます。

（2）その他の注意事項

- 同種の危険を補償する他の保険契約等（*）で、過去3年以内に合計して5万円以上保険金を請求または受領されたことがある場合は、加入申込票の保険金請求履歴欄にその内容を必ず記入してください。
- （*）「同種の危険を補償する他の保険契約等」とは、ゴルファー保険、個人賠償責任保険、団体総合生活補償保険等をいい、いずれも積立保険を含みます。また、他の保険会社等における契約、共済契約、生命保険契約等を含みます。

■保険金受取人について

保険金受取人	傷害死亡保険金	・傷害死亡保険金は、特に傷害死亡保険金受取人を定めなかった場合には、被保険者の法定相続人にお支払いします。なお、法定相続人とは民法で定められた被相続人の財産を相続できる人をいい、法律上の婚姻関係にない配偶者を含みません。 （注）傷害死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に定める場合、被保険者の同意を確認するための署名などをいただきます。なおこの場合、保険契約者と被保険者が異なるご契約を被保険者の同意のないままにご契約されていたときは、保険契約が無効となります。また、ご契約後に傷害死亡保険金受取人を変更する場合も、被保険者の同意を確認するための署名などをいただきます。
	上記以外	・普通保険約款・特約に定めております。

- ご加入後、申込人の住所などを変更される場合は、ご契約内容の変更等が必要となります。ただちに代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。

- ゴルファー傷害補償特約（以下、傷害補償特約といいます。）の被保険者が保険契約者以外の方である場合に、次のいずれかに該当するときは、被保険者は保険契約者に傷害補償特約（*）の解約を求めることができます。この場合、保険契約者は傷害補償特約（*）を解約しなければなりません。
 - ①傷害補償特約（*）の被保険者となることについて、同意していなかった場合
 - ②保険契約者または保険金を受け取るべき方に、次のいずれかに該当する行為があった場合
 - ・引受保険会社に傷害補償特約（*）に基づく保険金を支払わせることを目的としてケガ等を発生させ、または発生させようとしたこと。

- ・保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③保険契約者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当する場合
- ④他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。
- ⑤②～④の場合と同程度に被保険者の信頼を損ない、傷害補償特約（*）の存続を困難とする重大な事由を発生させた場合
- ⑥保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了等により、傷害補償特約（*）の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があった場合

また、①の場合は、被保険者が引受保険会社に傷害補償特約（*）の解約を求めることができます。その際は被保険者であることの証明書類等の提出が必要となります。

- （*）傷害補償特約
その被保険者に係る部分に限ります。
- 複数のご契約があるお客さまへ
次の特約等をセットする場合、補償内容が同様の保険契約（団体総合生活補償保険以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。）が他にあるときは、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご加入ください。
- （注）複数あるご契約のうち、これらの特約を1つのご契約のみにセットしている場合、ご加入を解約したときや、家族状況の変化（同居から別居への変更等）により被保険者が補償の対象外となったとき等は、特約の補償がなくなることがありますのでご注意ください。

＜補償が重複する可能性のある主な特約＞		
	今回ご加入いただく補償	補償の重複が発生する他の保険契約の例
①	団体総合生活補償保険 ゴルファー賠償責任保険特約	自動車保険 日常生活賠償（受託物賠償追加型）特約 火災保険 日常生活賠償特約
②	団体総合生活補償保険 ゴルフ用品補償特約	団体総合生活補償保険 携行品損害補償特約
③	団体総合生活補償保険 ホールインワン・アルバトロス 費用補償特約 （団体総合生活補償保険用）	ゴルファー保険 ホールインワン・アルバトロス 費用補償特約

3. 補償の開始時期

始期日の午後4時に補償を開始します。保険料は、本パンフレット裏表紙記載の方法により払込みください。本パンフレット裏表紙記載の方法により保険料を払込みいただけない場合には、保険期間が始まった後であっても、保険金をお支払いしません。

4. 保険金をお支払いしない主な場合（主な免責事由）等

- （1）保険金をお支払いしない主な場合
本パンフレットP17～21をご参照ください。なお、保険金を支払わない場合の詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されておりますのでご確認ください。
- （2）重大事由による解除
次のことがある場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

- ①保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、引受保険会社に保険金を支払わせることを目的として損害またはケガを発生させ、または発生させようとしたこと。
- ②被保険者または保険金を受け取るべき方が、保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと。
- ④他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。
- ⑤上記のほか、①～④と同程度に引受保険会社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を発生させたこと。

5. 保険料の払込猶予期間等の取扱い

保険料は、本パンフレット裏表紙記載の方法により払込みください。本パンフレット裏表紙記載の方法により保険料を払込みいただけない場合には、保険金をお支払いできないことがあります。また、ご契約を解除させていただくことがあります。

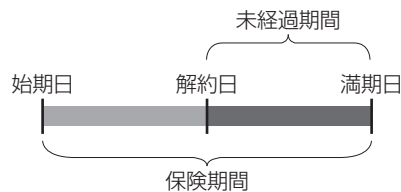
6. 失効について

ご加入後に、被保険者が死亡された場合には、この保険契約は失効となります。なお、傷害死亡保険金をお支払いする場合に該当しない事由の死亡による失効のときは、未経過期間分の保険料を返還します。

7. 解約と解約返れい金

ご加入を途中で脱退（解約）される場合は、ご加入の代理店・扱者または引受保険会社までお申出ください。

- ・脱退（解約）日から満期日までの期間に応じて、解約返れい金を返還させていただきます。ただし、解約返れい金は原則として未経過期間分よりも少なくなります。
- ・始期日から脱退（解約）日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料について、追加のご請求をさせていただきます。



8. 保険会社破綻時等の取扱い

本パンフレットP35をご参照ください。

9. 個人情報の取扱いについて

本パンフレットP36をご参照ください。

この保険商品に関するお問い合わせは

【代理店・扱者】銀泉株式会社 JTグループ担当

0120-621-625（無料）

三井住友海上へのご相談・苦情・お問い合わせは

「三井住友海上お客さまデスク」

0120-632-277（無料）

「チャットサポートなどの各種サービス」

<https://www.ms-ins.com/contact/cc/>

こちらからアクセスできます。➡



万一、事故が起きた場合は

遅滞なく代理店・扱者または下記にご連絡ください。

24時間365日事故受付サービス「三井住友海上事故受付センター」

0120-258-189（無料）

事故は いち早く

事故の連絡は、インターネット事故受付が簡単・便利です。

「インターネット事故受付サービス」

こちらからアクセスできます。➡



指定紛争解決機関

引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター

【ナビダイヤル（全国共通・通話料有料）0570-022-808

・受付時間

[平日 9：15～17：00（土日・祝日および年末年始を除きます）]

・携帯電話からも利用できます。

IP電話からは03-4332-5241におかけください。

・おかけ間違いにご注意ください。

・詳細は、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。

<https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/index.html>

ご加入にあたってご注意いただきたいこと① 共通事項

ご注意・加入申込方法

- ＜団体契約の場合＞
- ご加入いただいた後にお届けする加入者証は、内容をご確認のうえ、大切に保管してください。
 - この保険は日本たばこ産業株式会社が保険契約者となる団体契約です。被保険者が保険料を負担される場合、保険契約者が保険料をとりまとめのうえ引受保険会社に払い込みます。なお、保険契約者が引受保険会社に保険料を払い込まなかった場合には、保険契約が解除され保険金が支払われないことがあります。また、保険契約者または被保険者がご加入の取消等をされた場合、引受保険会社は返還保険料を保険契約者に返還します。
 - お申込人となれる方は日本たばこ産業株式会社（以降JTといいます。）およびそのグループ企業の退職者に限ります。
 - SK保険（傷害補償・病気補償）・個人型で被保険者（補償の対象者）本人（*）となれる方の範囲は、JTおよびそのグループ企業の退職者およびその家族（配偶者、子ども、両親、兄弟姉妹および本人と同居している親族ならびに家事使用人をいいます。）です。（*）加入申込票の被保険者ご本人欄に記載の方をいいます。
 - SK保険（傷害補償）・家族型で被保険者（補償の対象者）本人（*）となれる方の範囲は、JTおよびそのグループ企業の退職者およびその配偶者、子ども、両親、兄弟姉妹です。（*）加入申込票の被保険者ご本人欄に記載の方をいいます。
 - ゴルフ保険で被保険者（補償の対象者）本人（*）となれる方の範囲は、JTおよびそのグループ企業の退職者およびその家族（配偶者、子ども、両親、兄弟姉妹および本人と同居している親族ならびに家事使用人をいいます。）です。（*）加入申込票の被保険者ご本人欄に記載の方をいいます。
 - 既にご加入の方で、ご加入内容に変更がない場合は、加入申込票ご提出の必要はありません。
 - 新規にご加入の方、ご加入内容を変更して継続される方は、別紙加入申込票にご署名のうえ、銀泉株式会社 JTグループ担当へお申込みください。
- ＜中途加入時の取扱について＞
- 保険期間の途中で本制度にご加入の場合、補償開始日は加入申込票記載のとおりとなります。

ご加入内容確認事項

ご加入手続きに際し、以下の事項を十分にご確認ください。

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご提案いたしました保険商品がお客さまのご希望に合致した内容であること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていることを確認させていただくためのものです。お手数ですが、以下の各質問項目について、再度ご確認くださいませようお願い申し上げます。なお、ご加入にあたりご不明な点や疑問点がございましたら、パンフレット記載の代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

1. 保険商品が以下の点で**お客さまのご希望に合致した内容となっていることをパンフレット・重要事項のご説明でご確認ください。**万一、ご希望に合致しない場合は、ご加入内容を再度ご確認ください。
「重要事項のご説明」に記載の、補償が重複する可能性のある特約等については、ご加入の可否をご確認ください。

- 保険金のお支払事由（主契約、セットしている特約を含みます。） ●保険金額（ご契約金額）
- 保険期間（保険のご契約期間） ●保険料・保険料払込方法

2. 加入申込票への記載・記入の漏れ・誤りがないかご確認ください。

以下の項目は、正しい保険料の算出や適切な保険金のお支払い等に必要な項目です。内容をよくご確認ください、加入申込票に正しくご記入いただきますようお願い申し上げます。

記載・記入の漏れ・誤りがある場合には、訂正あるいは追記をお願いいたします。

①皆さまがご確認ください。

- ・加入申込票の「生年月日」または「年令」欄、「性別」欄は正しくご記入いただいていますか？
「年令」欄は保険始期日時点での満年令をご記入ください。
*ご記入いただいた年令と生年月日から算出した年令が異なる場合には、生年月日から算出したものを年令として取扱うことがあります。
または、事前に打ち出している内容に誤りがないことをご確認いただきましたか？
- ・加入申込票の「職業・職務」欄（「職種級別」欄を含みます。）は正しくご記入いただいていますか？
または、事前に打ち出している内容に誤りがないことをご確認いただきましたか？
- ・加入申込票の「他の保険契約等」欄は正しくご記入されていますか？
*ご加入いただく保険商品の加入申込票によっては、上記の欄がない場合があります。上記のうち欄がないものについてのご確認は不要となります。

②以下に該当する内容をお申込みの方のみご確認ください。

- ◆**「複数の方を保険の対象にするタイプをお申込みの場合のみ」**ご確認ください。
被保険者（補償の対象となる方）の範囲はご希望通りとなっていますか？
- ◆**「健康に関する告知をしていただく契約のタイプをお申込みの場合のみ」**ご確認ください。
被保険者（補償の対象となる方）の健康状況を「健康状況告知書質問事項回答欄」に正しくご記入いただいていますか？

次ページへつづく

前ページからのつづき

3. 次のいずれかに該当する場合には「加入申込票」のご提出が必要ですのでご確認ください。

- ・この保険制度に新規加入される場合
- ・既にご加入の内容を変更してご継続される場合（被保険者の変更、補償内容の変更、職業・職務・職種級別の変更 など）
- ・既にご加入されているがご継続されない場合

ご加入にあたってご注意いただきたいこと② SK保険(傷害補償・病気補償・各種オプション)

1.お申込時にご注意いただきたいこと ～注意喚起情報のほかにご注意いただきたいこと～

- 団体総合生活補償保険(標準型)は共同保険に関する特約に基づく共同保険契約です。それぞれの引受保険会社は、引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、三井住友海上は、幹事保険会社として他の引受保険会社の業務および事務の代理・代行を行います。引受保険会社およびその引受割合は次のとおりです。

引受保険会社	SK保険(標準型)現役	SK保険(標準型)OB
三井住友海上(幹事会社)	49.10%	91.07%
東京海上日動	21.22%	7.31%
損害保険ジャパン	17.99%	1.48%
あいおいニッセイ同和	11.69%	0.14%

- この保険の保険期間は1年間となります。保険金請求状況等によっては、保険期間終了後、継続加入できないことや補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。
- 保険金請求状況等とは、加入者間の公平性を逸脱する極端な保険金支払いまたはその請求があった場合、飲酒運転等の法令違反や事実を偽った保険金請求が行われた場合等をいいます。
- 引受保険会社が、普通保険約款・特約、保険契約引受に関する制度または保険料率等を改定した場合、改定日以降の日を始期日とする継続契約につきましては、その始期日における普通保険約款・特約、保険契約引受に関する制度または保険料率等が適用されます。そのため、継続契約の補償等の内容や保険料が継続前の保険契約と異なること、または継続加入できないことがあります。あらかじめご了承ください。

<経営破綻した場合等の保険契約者の保護について>

- ・引受保険会社の経営が破綻した場合など保険会社の業務または財産の状況の変化によって、ご加入時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されたりすることがあります。
- ・損害保険会社が経営破綻した場合に保険契約者等を保護する目的で、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しています。この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、損害保険会社が破綻した場合でも、次のとおり補償されます。

【ケガの補償】

保険金、解約返れい金等は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。

【病気の補償】

保険金、解約返れい金等は90%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故による保険金は100%補償されます。

【上記以外の補償】

保険金、解約返れい金等は補償されます。補償割合については、引受保険会社または代理店・扱者までお問い合わせください。

2.事故等が起こった場合の手続

<保険金をお支払いする場合に該当したときの引受保険会社へのご連絡>

- 保険金をお支払いする場合に該当したときは、代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。保険金請求の手続につきまして詳しくご案内いたします。なお、保険金をお支払いする場合に該当した日から30日以内にご連絡がない場合、もしくは知っている事実を告げなかった場合、または事実と異なることを告げた場合は、引受保険会社はそれによって被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。

<保険金のご請求時にご提出いただく書類>

- 被保険者または保険金を受け取るべき方(これらの方の代理人を含みます。)が保険金の請求を行う場合は、事故受付後に引受保険会社が求める書類をご提出いただけます。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

【ご提出いただく書類】

以下の書類のうち引受保険会社が求めるもの

・引受保険会社所定の保険金請求書 ・引受保険会社所定の同意書 ・事故原因・損害状況に関する資料 ・被保険者またはその代理人の保険金請求であることを確認するための資料(住民票、戸籍謄本 等) ・引受保険会社所定の診断書 ・診療状況申告書 ・公の機関(やむを得ない場合は第三者)等の事故証明書 ・死亡診断書

・他から支払われる損害賠償金・保険金、給付金等の額を確認する書類 ・損害賠償の額および損害賠償請求権者を確認する書類 ・引受保険会社所定の事故内容報告書、損害または費用の発生を確認する書類およびその他これらに類する書類
事故の内容、損害額等に応じて上記の書類以外の書類をご提出いただくようお願いすることがあります。

- 法律上の賠償責任などを負担することによって被った損害を補償する特約の対象となる賠償事故の示談交渉については、事前に引受保険会社へご相談ください。なお、あらかじめ引受保険会社の承認を得ないで損害賠償責任を認めたり、賠償金などを支払われた場合には、保険金をお支払いできないことなどがありますのでご注意ください。

<示談交渉サービス>

日本国内において発生した、日常生活賠償特約の対象となる賠償事故について被保険者のお申出により、引受保険会社は原則として被保険者のために示談交渉をお引受けいたします。なお、示談交渉をお引受けした場合でも、話し合いでの解決が困難な場合等、引受保険会社は必要に応じ被保険者の同意を得たうえで弁護士に対応を依頼することがあります。また、日本国内において発生した賠償事故で保険金をお支払いする場合、被害者が保険金相当の損害賠償額を引受保険会社へ直接請求することもできます。

<示談交渉を行うことができない主な場合>

次の場合には、引受保険会社は相手の方との示談交渉を行うことができませんので、ご注意ください。

なお、その場合でも、円満な解決に向けたご相談に応じます。

○1回の事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額が日常生活賠償特約で定める保険金額を明らかに超える場合

○相手の方が引受保険会社との交渉に同意されない場合

○相手の方との交渉に際し、正当な理由なく被保険者が引受保険会社への協力を拒んだ場合

○被保険者に対する損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合

<代理請求人について>

- 高度障害状態となり、意思能力を喪失した場合など、被保険者に保険金を請求できない事情があり、かつ、保険金を受け取るべき被保険者の代理人がいない場合には、引受保険会社の承認を得て、その被保険者と同居または生計を共にする配偶者(*)等(以下「代理請求人」といいます。詳細は(注)をご参照ください。)

次ページへつづく

前ページからのつづき

が保険金を請求できることがあります。詳細は代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。また、**本内容については、代理請求人となられる方にも必ずご説明ください。**

(注)①「被保険者と同居または生計を共にする配偶者(*)」

②上記①に該当する方がいないまたは上記①に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合

「被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族」

③上記①、②に該当する方がいないまたは上記①、②に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合

「上記①以外の配偶者(*)」または「上記②以外の3親等内の親族」

(*)法律上の配偶者に限ります。

<保険金支払いの履行期>

- 引受保険会社は、保険金請求に必要な書類(*)¹⁾をご提出いただいてからその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項の確認(*)²⁾を終えて保険金をお支払いします。(*)³⁾

(※1)保険金請求に必要な書類は、「保険金のご請求時にご提出いただく書類」をご参照ください。代理請求人が保険金を請求される場合は、被保険者が保険金を請求できない事情を示す書類をご提出いただけます。

(※2)保険金をお支払いする事由の有無、保険金をお支払いしない事由の有無、保険金の額の算出、保険契約の効力の有無、その他引受保険会社がお支払いすべき保険金の額の確定のために確認が必要な事項をいいます。

(※3)必要な事項の確認を行うために、警察などの公の機関の捜査結果の照会、医療機関など専門機関の診断結果の照会、災害救助法が適用された被災地における調査、日本国外における調査等が必要な場合には、普通保険約款・特約に定める日数までに保険金をお支払いします。この場合、引受保険会社は確認が必要な事項およびその確認を終える時期を被保険者または保険金を受け取るべき方に通知します。

- 柔道整復師(接骨院、整骨院等)による施術の場合、通院日数の認定にあたっては、傷害の部位や程度に応じ、医師の治療に準じて認定し、お支払いします。また、鍼(はり)・灸(きゅう)・マッサージなどの医療類似行為については、医師の指示に基づいて行われた施術のみ、お支払いの対象となります。

- お客さまのご加入内容が登録されることがあります。

損害保険制度が健全に運営され、死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金等のお支払いが正しく確実に行われるよう、これらの保険金のある保険契約について、一般社団法人 日本損害保険協会が運営する契約内容登録制度への登録を実施しております。

<税法上の取扱い>(2025年4月現在)

- 払い込んでいただく保険料のうち、疾病保険金部分の保険料等は生命保険料控除のうち介護医療保険料控除の対象となり、所得税について最高40,000円まで、住民税について最高28,000円までが毎年の課税対象額から控除されます。

(注1)傷害保険金部分の保険料等は、保険料控除の対象となりません。特に、「ケガのみ」のセットの場合、保険料控除の対象となる保険料はありませんので、ご注意ください。

(注2)なお、この取扱い¹⁾は今後の税制改正によっては変更となる場合がありますので、ご注意ください。

3.個人情報の取扱いについて

- この保険契約に関する個人情報について、引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申し込みください。

個人情報の取扱いについて

この保険契約に関する個人情報は、引受保険会社がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、引受保険会社および引受保険会社のグループのそれぞれの会社(海外にあるものを含む)が、この保険契約以外の商品・サービスののご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスののご案内のために利用することがあります。また、契約の安定的な運用のために、加入者の保険金請求状況等を保険契約者、代理店・扱者に提供することがあります。

ただし、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含む)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

また、この保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含む)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等(いずれも海外にあるものを含む)に提供することがあります。

詳細は、三井住友海上ホームページ(<https://www.ms-ins.com>)または引受保険会社のホームページをご覧ください。

ご加入にあたってご注意いただきたいこと③ ゴルファー保険

1.お申込時にご注意いただきたいこと ～注意喚起情報のほかにご注意いただきたいこと～

●この保険契約は共同保険に関する特約に基づく共同保険契約です。それぞれの引受保険会社は、引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、三井住友海上は、幹事保険会社として他の引受保険会社の業務および事務の代理・代行を行います。引受保険会社およびその引受割合は次のとおりです。

三井住友海上(幹事会社)	引受割合	91.21%	損害保険ジャパン	引受割合	1.46%
東京海上日動火災	〃	7.19%	あいおいニッセイ同和	〃	0.14%

＜ご加入条件＞

- この保険の保険期間は1年間となります。保険金請求状況等によっては、保険期間終了後、継続加入できないことや補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。
- 保険金請求状況等とは、加入者間の公平性を逸脱する極端な保険金支払いまたはその請求があった場合、飲酒運転等の法令違反や事実を偽った保険金請求が行われた場合等をいいます。
- 引受保険会社が、普通保険約款・特約、保険契約引受に関する制度または保険料率等を改定した場合、改定日以降の日を始期日とする継続契約につきましては、その始期日における普通保険約款・特約、保険契約引受に関する制度または保険料率等が適用されます。そのため、継続契約の補償等の内容や保険料が継続前の保険契約と異なること、または継続加入できないことがあります。あらかじめご了承ください。

＜経営破綻した場合等の保険契約者の保護について＞

- ・引受保険会社の経営が破綻した場合など保険会社の業務または財産の状況の変化によって、ご加入時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されたりすることがあります。
- ・この保険は、保険契約者が個人、小規模法人(破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の法人をいいます。)またはマンション管理組合である場合に限り、「損害保険契約者保護機構」の補償対象となります(保険契約者が個人、小規模法人、マンション管理組合(以下、「個人等」といいます。)以外の者である保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者にかかわる部分については、下記補償の対象となります。)。
- ・損害保険会社が経営破綻した場合に保険契約者等を保護する目的で、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しています。この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、損害保険会社が破綻した場合でも、次のとおり補償されます。保険金、解約返れい金等は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。

2.事故等が起こった場合の手続

＜保険金をお支払いする場合に該当したときの引受保険会社へのご連絡＞

- 保険金をお支払いする場合に該当したときは、代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。保険金請求の手続につきまして詳しくご案内いたします。なお、保険金をお支払いする場合に該当した日から30日以内にご連絡がない場合、もしくは知っている事実を告げなかった場合、または事実と異なることを告げた場合は、引受保険会社はそれによって被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。

＜保険金のご請求時にご提出いただく書類＞

- 被保険者または保険金を受け取るべき方(これらの方の代理人を含みます。)が保険金の請求を行う場合は、事故受付後に引受保険会社が求める書類をご提出いただきます。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

【ご提出いただく書類】

- 以下の書類のうち引受保険会社が求めるもの
 - ・引受保険会社所定の保険金請求書
 - ・引受保険会社所定の同意書
 - ・事故原因・損害状況に関する資料
 - ・被保険者またはその代理人の保険金請求であることを確認するための資料(住民票、戸籍謄本 等)
 - ・引受保険会社所定の診断書
 - ・診療状況申告書
 - ・公の機関(やむを得ない場合は第三者)等の事故証明書
 - ・死亡診断書
 - ・他から支払われる損害賠償金・保険金、給付金等の額を確認する書類
 - ・損害賠償の額および損害賠償請求権者を確認する書類
 - ・引受保険会社所定の事故内容報告書、損害または費用の発生を確認する書類およびその他これらに類する書類

事故の内容、損害額等に応じて上記の書類以外の書類をご提出いただくようお願いすることがあります。

- 法律上の賠償責任などを負担することによって被った損害を補償する特約の対象となる賠償事故の示談交渉については、事前に引受保険会社へご相談ください。なお、あらかじめ引受保険会社の承認を得ないで損害賠償責任を認めたり、賠償金などを支払われた場合には、保険金をお支払いできないことなどがありますのでご注意ください。

＜示談交渉サービス＞

日本国内において発生した、ゴルファー賠償責任保険特約の対象となる賠償事故について被保険者のお申出により、引受保険会社は原則として被保険者のために示談交渉をお引受けいたします。なお、示談交渉をお引受けした場合でも、話し合いでの解決が困難な場合等、引受保険会社は必要に応じ被保険者の同意を得たうえで弁護士に対応を依頼することがあります。また、日本国内において発生した賠償事故で保険金をお支払いする場合、被害者が保険金相当の損害賠償額を引受保険会社へ直接請求することもできます。

＜示談交渉を行うことができない主な場合＞

- 次の場合には、引受保険会社は相手の方との示談交渉を行うことができませんので、ご注意ください。
 - なお、その場合でも、円満な解決に向けたご相談に応じます。
 - 1回の事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額がゴルファー賠償責任保険特約で定める保険金額を明らかに超える場合
 - 相手の方が引受保険会社との交渉に同意されない場合
 - 相手の方との交渉に際し、正当な理由なく被保険者が引受保険会社への協力を拒んだ場合
 - 被保険者に対する損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合

＜代理請求人について＞

- 高度障害状態となり、意思能力を喪失した場合など、被保険者に保険金を請求できない事情があり、かつ、保険金を受け取るべき被保険者の代理人がいけない場合には、引受保険会社の承認を得て、その被保険者と同居または生計を共にする配偶者^(*)等(以下「代理請求人」といいます。詳細は(注))

[次ページへつづ](#)

[前ページからのつづき](#)

をご参照ください。)が保険金を請求できることがあります。詳細は代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。また、**本内容については、代理請求人となられる方にも必ずご説明ください。**

(注)①「被保険者と同居または生計を共にする配偶者^(*)」

②上記①に該当する方がいないまたは上記①に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合

「被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族」

③上記①、②に該当する方がいないまたは上記①、②に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合

「上記①以外の配偶者^(*)」または「上記②以外の3親等内の親族」

(^(*))法律上の配偶者に限ります。

＜保険金支払いの履行期＞

- 引受保険会社は、保険金請求に必要な書類^(*)1)をご提出いただいてからその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項の確認^(*)2)を終えて保険金をお支払いします。^(*)3)

(^(*)1))保険金請求に必要な書類は、「保険金のご請求時にご提出いただく書類」をご参照ください。代理請求人が保険金を請求される場合は、被保険者が保険金を請求できない事情を示す書類をご提出いただきます。

(^(*)2))保険金をお支払いする事由の有無、保険金をお支払いしない事由の有無、保険金の額の算出、保険契約の効力の有無、その他引受保険会社がお支払いすべき保険金の額の確定のために確認が必要な事項をいいます。

(^(*)3))必要な事項の確認を行うために、警察などの公の機関の捜査結果の照会、医療機関など専門機関の診断結果の照会、災害救助法が適用された被災地における調査、日本国外における調査等が必要な場合には、普通保険約款・特約に定める日数までに保険金をお支払いします。この場合、引受保険会社は確認が必要な事項およびその確認を終える時期を被保険者または保険金を受け取るべき方に通知します。

- 柔道整復師(接骨院、整骨院等)による施術の場合、通院日数の認定にあたっては、傷害の部位や程度に応じ、医師の治療に準じて認定し、お支払いします。また、鍼(はり)・灸(きゅう)・マッサージなどの医療類似行為については、医師の指示に基づいて行われた施術のみ、お支払いの対象となります。
- お客さまのご加入内容が登録されることがあります。

損害保険制度が健全に運営され、死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金等のお支払いが正しく確実に行われるよう、これらの保険金のある保険契約について、一般社団法人 日本損害保険協会が運営する契約内容登録制度への登録を実施しております。

3.個人情報の取扱いについて

この保険契約に関する個人情報について、引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申し込みください。

個人情報の取扱いについて

この保険契約に関する個人情報は、引受保険会社がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、引受保険会社および引受保険会社のグループのそれぞれの会社(海外にあるものを含む)が、この保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。また、契約の安定的な運用のために、加入者の保険金請求状況や病名(センシティブ情報)を含む事故情報等を保険契約者、代理店・扱者に提供することがあります。

ただし、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含む)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

また、この保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含む)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等(いずれも海外にあるものを含む)に提供することがあります。

詳細は、三井住友海上ホームページ(<https://www.ms-ins.com>)または引受保険会社のホームページをご覧ください。

SK保険(病気補償:団体総合生活補償保険(MS&AD型))
健康状況告知書ご記入のご案内(必ずお読みください)

以下の注意点をお読みいただき、加入申込票の「健康状況告知書質問事項回答欄」にご記入ください。

○継続加入の場合で、保険責任を加重^(*)することなくご継続いただく場合には、あらためて健康に関する告知をいただく必要はありません。

(*)保険金額の増額、支払限度日数の延長等、疾病に関する補償を拡大することをいいます。

1.健康に関する告知の重要性

健康状況について告知いただく内容は、引受保険会社が公平な引受判断を行うための重要な事項です。必ず被保険者(補償の対象者)ご自身が、ありのままを正確に漏れなくご回答ください。

(注)告知時における年令が満15才未満の場合には、親権者のうちのいずれかの方がご回答ください。

2.正しく告知されなかった場合のお取扱い

「健康状況告知書質問事項」について、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合には、ご加入内容が解除または取消しとなり、保険金をお支払いできないことがあります。

3.書面によるご回答のお願い

・代理店・扱者には告知受領権があり、代理店・扱者に対して告知いただいた事項は、引受保険会社に告知いただいたものとなります。

・代理店・扱者への口頭によるご回答では、健康状況を告知いただいたことになりません。必ず加入申込票の「健康状況告知書質問事項回答欄」へのご記入にてご回答いただきますようお願いいたします。

4.健康に関する告知が必要な方

・「疾病補償」に新たにお申込みいただく方、および継続して加入される場合で保険金額の増額など補償内容を拡大するご加入内容のご変更を伴う方は、健康に関する告知をいただく必要があります。

・健康に関する告知をされる方におかれましては、ご加入後の補償内容に応じた質問事項にご回答いただきますようお願いいたします。ご回答いただく質問事項は以下のとおりです。

ご加入後の補償内容 (○:あり、×:なし)	回答が必要な質問事項(○:回答要、×:回答不要)		
疾病補償	質問1	質問2	質問3
○	○	○	×
×	健康に関する告知は不要です		

・「健康状況告知書質問事項」のご回答に「はい」がある場合、以下の疾病に関する補償にはご加入いただけません。

項目名	特約の名称
疾病補償	疾病補償特約
	がん診断保険金補償(待機期間不設定型)特約
	先進医療費用保険金補償特約

5.現在のご契約を解約・減額され、新たにご加入を検討されているお客さまへ

※詳しくは重要事項のご説明(注意喚起情報)をご覧ください。

現在のご契約を解約・減額され、新たにご加入される場合も、新規にご加入される場合と同様に「健康状況告知書質問事項」にご回答いただく必要があります。現在の健康状況等によっては、ご加入いただけないことがあります。また、正しく告知をされなかった場合にはご加入内容が解除または取消しとなることがあります。

6.保険期間の開始前の発病等のお取り扱い

特約の名称	お取扱い
疾病補償特約	ご加入をお引受けした場合でも、ご加入時^(※1)より前に発病した病気^(※2)については保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康に関する告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。 なお、継続加入である場合で、病気を発病した時が、疾病入院を開始された日^(※3)からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは保険金をお支払いすることがあります。
先進医療費用保険金補償特約	ご加入をお引受けした場合でも、ご加入時^(※1)より前に被ったケガまたは発病した病気^(※2)については保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康に関する告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。 なお、継続加入である場合で、ケガの原因となった事故発生した時または病気を発病した時が、先進医療を開始された日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは保険金をお支払いすることがあります。
がん診断保険金補償 (待機期間不設定型)特約	ご加入をお引受けした場合でも、ご加入時^(※1)より前に発病したがん(悪性新生物)^(※4)については保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康に関する告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。 なお、継続加入である場合で、がんを発病した時が、がんと診断確定された日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは保険金をお支払いすることがあります。

(※1)新規にご加入される場合は「この保険契約のご加入時」、同一の保険金を補償する加入セットを継続加入される場合は、「継続加入してきた最初のその保険金を補償する加入セットのご加入時」をいいます。

(※2)その病気と医学上因果関係がある病気を含みます。発病日は医師の診断(人間ドックや定期健康診断での指摘を含みます。)によります。

(※3) 疾病入院保険金の支払いを伴わない疾病手術保険金または疾病放射線治療保険金の場合は、それぞれ「手術を開始された日」、「放射線治療を開始された日」と読み替えます。

(※4)発病日は医師の診断(人間ドックや定期健康診断での指摘を含みます。)によります。

7.その他ご留意いただく点

・ご加入のお申込後または保険金のご請求の際、引受保険会社の社員または引受保険会社で委託した確認担当者が健康状況の告知内容等を確認させていただく場合があります。

・「健康状況告知書質問事項」にご回答いただいた後に、万一、告知内容の漏れ・誤りに気づかれた場合は代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。告知内容の訂正の手続きをご案内します。ただし、お申出内容によっては訂正をお受けできずご加入をそのまま継続いただけない場合があります。

特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件でご加入されているお客さまへ

・継続加入していただいているお客さまは、特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件で加入されている場合があります。現在ご加入いただいているご契約の加入者証や、加入申込票の「特定疾病対象外欄」に表示されている疾病コードに属する疾病・症状群^(*)については、保険金をお支払いしません。この条件の各特約における取扱いは、次のとおりです。

(*)お支払対象外となる疾病コードと医学上因果関係が認められる疾病・症状についても対象外となります。

特約の名称	お取扱い
疾病補償特約	ご継続時には、あらかじめ現在の健康状況等に応じた告知をしていただくことができます。 なお、保険期間の途中で特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件の削除・変更を行うことはできません。 あらかじめ告知される場合、告知の結果によって以下いずれかのお取扱いとなります。
先進医療費用保険金補償特約	＜告知の結果、お引受けできる場合＞ 特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件を削除してご加入いただくことができます。加入申込票の「特定疾病対象外欄」に疾病コード、疾病・症状名(カナ)が表示されている場合は、以下のとおりご記入ください。なお、条件を削除してご継続いただいた場合でも、保険金のお支払有無は、発病時点の保険契約の条件で判断することがあります。
がん診断保険金補償(待機期間不設定型)特約	＜告知の結果、お引受けできない場合＞ ご加入をご継続いただくことができません。

【保険金をお支払いしない条件を削除する場合の記入方法】

加入申込票の疾病コード、疾病・症状名(カナ)を二重線で削除し訂正署名をしたうえで、ご加入後の補償内容に応じた質問事項にご回答ください。

ご加入後の補償内容に応じた質問事項の回答をご記入ください。

観介護一時金(休業)以外		健康状況告知書質問事項回答欄(被保険者ご本人用)	
疾病 質問1	質問2	本人介護 質問3	特定疾病対象外欄
LKA (はい) 3 (いいえ) 4	LKH (はい) 3 (いいえ) 4	LTA (はい) 3 (いいえ) 4	
506 疾病コード 母 三住 太郎 507 疾病・症状名(カナ) ヨウカンサウヨウ 三住 太郎			

↓
 (注1)の場合、該当補償についてお引掛けできません。
 詳細は添付の健康状況告知書質問事項をご参照ください。

※告知者ご署名欄

(注1)をご確認のうえ、必ず被保険者ご本人がフルネームでご署名ください。告知時における被保険者ご本人の年齢が満15才未満の場合には、親権者のうちいずれの方がご署名ください。)

LW8 告知日

令和R 年 10 月 1 日

三住 太郎

・各疾病コードに属する疾病・症状は、引受保険会社のホームページに記載されている

「疾病・症状一覧表」をご確認ください。右記からアクセスいただけます。

ご確認いただけない場合は、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

